

別冊 3

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する  
基本計画  
(中間案)

平成27年9月  
三 重 県

## 第1章 基本計画策定の考え方

### 1 策定の趣旨

三重県は南北に長く、伊勢湾を望む伊勢平野や山々に囲まれる上野盆地、南北に連なる紀伊山地、リアス式海岸の志摩半島、力強い海岸線の熊野灘など、変化に富んだ地形を有しています。このように多様な地形を有する県土や、四季の変化に富んだ自然環境の中で、本県の農業及び農村は、それぞれの地域の気候・風土に適した特色ある農産物を供給するとともに、多くの食文化を形成してきました。

また、農業の営みを通じて、洪水防止などによる県土の保全、豊かな農村景観の形成、伝統文化の伝承など、県民の皆さんの生活を支える重要な役割を果たすとともに、地域住民をはじめ、三重県を訪れる人びとにも安心感や心の豊かさを提供しています。

しかしながら、三重県の農業及び農村は、高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行する中で、耕作放棄地が増大している状況にあり、農産物価格の低迷及び農業資材価格の上昇と相まって生産力や食料安定供給力、農村活力の低下が進むなど厳しい状況におかれています。

一方、世界の人口増大や異常気象による不作などにより、安定的な食料の輸入に支障が生じることが懸念される中、国内では安全・安心な国産食料に対する消費者のニーズが高まるとともに、都市に住む若者を中心とした、都市と農村を行き交う「田園回帰」の新たな動きが生じるなど、新たな生活スタイルの場として農村への期待が高まってきています。

こうしたことから、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」では、農地中間管理機構による農地集積・集約化の加速化、グローバルマーケットの戦略的な開拓などの農業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業及び農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を進めるとされており、今後こうした状況に対応していくことが求められています。

また、高齢化や小世帯化などの社会構造の変化やライフスタイルの多様化、食の安全・安心への関心の高まり、海外での和食人気など社会情勢の変化に対応し、国内外の需要を積極的に取り込むとともに、ICT・ロボット技術の導入や医療・介護など新分野の開拓等、新たな可能性への積極的なチャレンジを応援することを通じて、「もうかる農業」につなげていくことが重要です。

さらに、農業従事者の高齢化が著しく進展する中で、農業を持続的に発展させていくために、若者が就労の場として農業を選べる環境づくり、雇用力のある農業経営体や集落営農の育成、女性の活躍の促進など、多様な農業経営体を確保・育成していくとともに、農業生産の低コスト化・高度化に対応できる農業生産基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

加えて、耕作放棄地の増大や集落機能の低下が懸念される中で、多様な地域の資源や魅力を生かした新たな雇用の創出と若者の定住につなげていくとともに、大規模自然災害に備え農業用ため池や排水機場等の老朽化対策や耐震対策の実施、津波に備えた農業版BCPの作成支援などにより、災害に強い安全・安心な農村づくりを計画的に進めていくことが求められています。

この計画は、こうした認識のもとで、県民の皆さんの健全で豊かな食の実現と、三重県農業及び農村の持続的な発展に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、めざすべき将来の姿を明らかにするとともにその実現のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定するものです。

## 2 計画の性格

この計画は、県民の皆さんの意見を反映し、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第1項の規定に基づく基本計画として知事が定めるもので、三重県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者等のさまざまな方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活性化を進めるうえでの指針となるものです。

また、農業者や農業団体、市町には、農業及び農村の振興に向けた取組を進めるための共通の指針として、さらに、県民の皆さんには、農業及び農村の振興に理解をいただくとともに、自らの健全で豊かな「食」の実現のために「食」と「農」との望ましい関係づくりへの参画を図るための指針として、利用されることを期待しています。

## 3 計画の期間

この計画は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成37年度（2025年度）を目標年とする10か年計画とし、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農政展開を図ることができるよう、おおむね5年ごとに見直します。

なお、基本計画に基づく施策の着実な推進と的確なマネジメントを行うため、具体的な取組展開を示した「行動計画」を策定することとします。

## 第2章 三重県の農業及び農村をめぐる情勢

### 1 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化

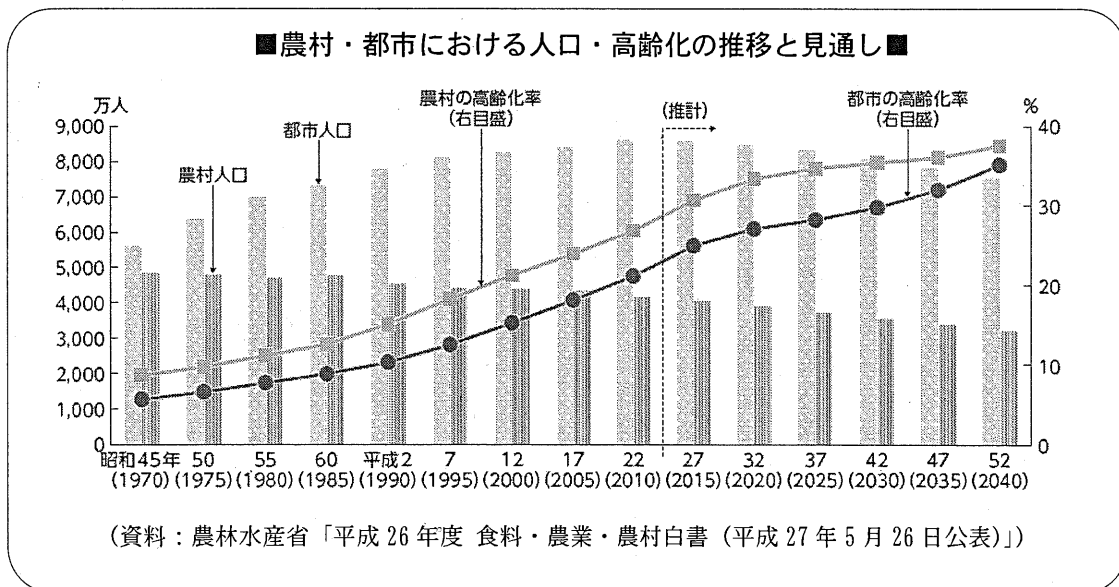
#### (1) 人口減少の本格化と「まち・ひと・しごと創生法」の施行

日本の人口は、平成 21 (2009) 年をピークに減少に転じており、世代構成も高齢化していることから、今後、国内の食市場が縮小することが予想されています。

県の人口は、平成 19 (2007) 年の約 187 万 3 千人をピークに減少に転じ、平成 26 年 (2014 年) 10 月 1 日現在の人口は約 182 万人となっています。また、県の将来人口は、「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 (2013) 年 3 月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所) によると、平成 52 (2040) 年には、150 万 7 千人となり、平成 22 (2010) 年から約 19% 減少すると予想されています。

特に、中山間地域等の条件不利地域においては、都市部に先駆けて人口減少が進行しており、高齢農業者のリタイア等により、今後、集落機能が低下するとともに、耕作放棄地が増大することが懸念されています。

このような中、国において、平成 26 (2014) 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけていくとともに、東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して活力ある日本社会を維持していくための地方創生の取組が始まっています。三重県でも、人口の流出抑制及び流入促進、交流人口の拡大に向け「まち・ひと・しごと創生」を推進することにしており、あわせて、少子化対策の取組を加速させることにしています。



## (2) 農産物貿易交渉とグローバル化の進展

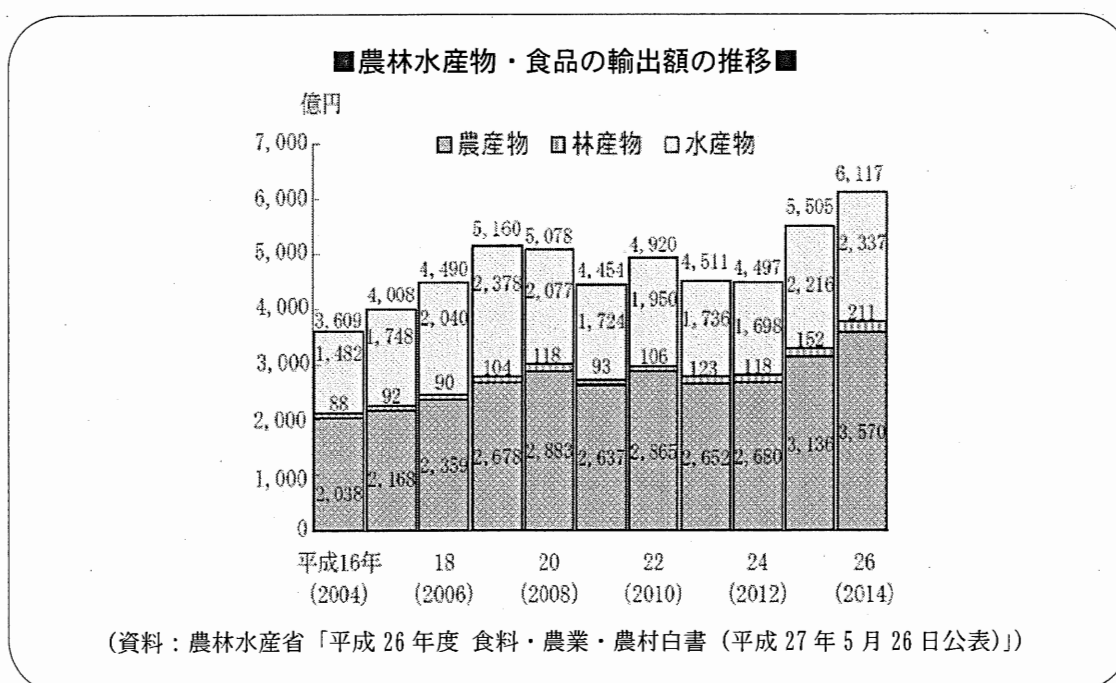
日本は、現在、国益を最大化する形でのTPP協定交渉を進めるとともに、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓FTA、日EU・EPAなどの交渉を同時並行で進めています。

TPP協定交渉では、日本が守っていくべき重要品目として米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の農畜産物の輸入関税をめぐる交渉が行われていることから、その行方を見守るとともに、今後、国内での輸入農畜産物との競争を踏まえた生産・販売戦略を構築していくことが求められています。

国内の農産物需要が縮小する一方で、世界の食市場は拡大が見込まれています。

日本の平成26（2014）年の農林水産物・食品の輸出額は6,117億円に達し、統計を取り始めて以来の最高値になりました。農産物では、りんご、牛肉、緑茶等の品目が大きく増加しており、また、加工品では、味噌や醤油等の「和食」に関係する品目が大きく増加しています。これらの輸出額の増加は、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録などにより日本産食品への海外での需要が高まったことも要因の一つと考えられます。

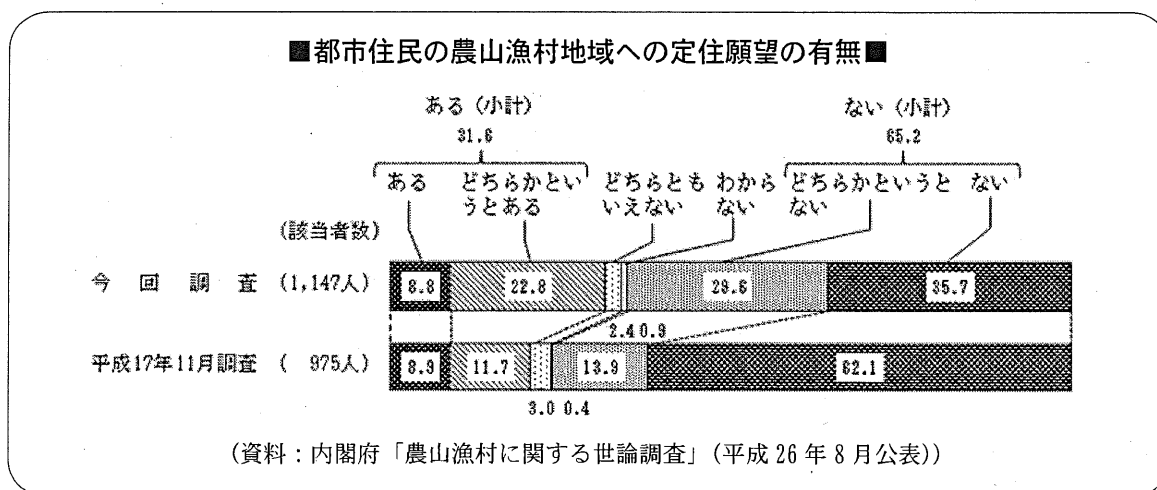
日本にとっては、成長著しいアジア諸国や、購買力が高い人口を多く有する欧米諸国へ農林水産物・食品を輸出していくことが重要となっています。



## (3) 人々の生活スタイルや消費行動の変化

内閣府によって行われた農山漁村地域に関する世論調査（平成26（2014）年8月公表）によると、農山漁村地域への定住願望が「ある」または「どちらかというところ」と答えた都市住民の割合が、前回調査より大きく増加し、約3割が農山漁村への定住に関心を持っているという状況です。

こうした中、新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の動きや、定年退職を機に農村へ移り住む動きが見られるようになってきています。三重県では、平成27(2015)年4月、東京に「ええとこやんかみえ 移住相談センター」を開設し、県内への移住・定住に関する情報発信や相談対応に取り組み始めており、農山漁村地域では、こうした動きをしっかりと取り込み、若者の定住しやすい地域づくりを進めていくことが重要です。



また、日本では、高齢化や小世帯化、女性の社会進出が進む中で、加工・業務用や少量・軽量パックの需要の増加など需要構造等が変化しているほか、社会の成熟化に伴って個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、消費行動も変化してきています。

消費者の心理は、様々な意識調査が示すように「ものの豊かさ」より「心の豊かさ」を選ぶ方向へと変化しており、ものが市場にあふれている現在では、商品選択のうえで、それぞれの商品が何を特徴としているのかという判断基準に加え、なぜその商品を購入する必要があるのかという動機(共感)に基づいた消費行動が広がってきていると言われています。そうした中で、「売れる農業」「もうかる農業」の実現をめざす農業者等の取組においては、消費者に対する、安全・安心、高品質、価格、機能といった「物質的価値」の提供だけにとどまらず、現在の社会や地域の将来に対する思いを背景とした、生産・製造に取り組む姿勢(ストーリー)などの「精神的価値」の共有も大切になっていくと考えられます。

#### (4) 女性の活躍の拡大

女性の活躍が成長戦略の中核に位置付けられ、女性が輝く社会の実現に向けた取組が様々な分野で展開される中、消費者視点での新商品の開発や販売など、様々な場面で女性の能力や感性を生かした事業活動が展開されています。

近年、成長産業として位置づけられる農業分野でも、女性農業者と自動車メーカーや旅行会社、ホテル等の企業が連携して、女性の力を商品開発等に積極的に生かしていく「農業女子プロジェクト」が国において立ち上がっています。

三重県内でも、松阪地区の農村女性アドバイザーによる地域の農産物をテーマにした喫茶・飲食店の取組や、四日市地区の茶農家女子会によるお茶の新商品開発などの取組がみられ、今後も各地で農業及び農村の魅力や地域資源を生かした様々な展開が繰り広げられることが期待されます。

## (5) 農業及び農村の多様な可能性

### ○ 介護食品等の新分野の開拓

高齢化が進展する中で、介護食品に関する市場規模は、嚙むことや飲み込むことが難しい人々だけでなく、低栄養の予防や日々の生活をより快適にしたい人々も対象として捉えた領域の広い市場となることが期待されています。

また、食品の持つ機能性を企業などの責任のもとに表示できる新たな「機能性表示食品」制度が平成 27 年 4 月に創設され、加工食品やサプリメントだけでなく、野菜や果物などの生鮮食品も対象とされたことにより、今後、新たな市場形成につながる可能性があります。

これらの取組を進める企業等と農業者等が連携し、機能性など付加価値の高い農産物素材の生産・供給を担っていくことが期待されます。

### ○ 地理的表示

産地名と一体となった特色ある農林水産物・食品などの名称を、「地理的表示」として国が登録保護する「地理的表示（GI）保護制度」が、平成 27（2015）年 6 月から施行されています。この制度は、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている製品について、その名称を知的財産として保護するものです。

基準を満たすものには「地理的表示」及び GI マークの使用が認められることから、地域ブランド産品として差別化が図られることや海外展開に寄与することなどにより、地域ブランドの保護・活用による農山漁村地域の活性化や、農林水産物・食品の輸出の促進につながることも期待されます。

### ○ ロボット技術や ICT の発展

担い手はその意欲と能力を存分に発揮できる環境を創出していくためには、ロボット技術やクラウドシステムをはじめとした ICT を活用し、省力化や低コスト化を実現する技術を導入していくことが必要です。

こうしたロボット技術や ICT の導入は、労働力不足を補うことのほか、飛躍的な生産性の向上や、高齢者も含め若者・女性等、多様な人材が活躍できる環境の整備につながると考えられます。

特に農業分野では、担い手の高齢化が進む中、「匠の技」のデータ化・マニュアル化等や、農業機械のアシスト装置の導入により、若い世代への円滑な技術継承や、新規就農者の増加が期待されています。

## ■ロボット技術、ICTを活用したスマート農業のイメージ■



(資料：農林水産省「平成 26 年度 食料・農業・農村白書（平成 27 年 5 月 26 日公表）」)

## (6) 国土強靱化の動き

日本では、国土の地理的・地形的・気象的な特性から、過去に多くの災害に繰り返し苛まれてきていることから、国土強靱化に向けた取組を精力的に進めるとともに、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムの構築に向けた検討を行っていくことが重要となっています。

また、高度経済成長期に整備した道路や建物などのインフラが老朽化し、一斉に耐用年数を迎えることから、それぞれの劣化の状況に応じた適時適切な補修・更新等を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図っていく必要があります。

特に、三重県では、近い将来に南海トラフ地震が発生することが危惧されていることから、基幹的な施設や、人命等に影響の大きい施設から詳細な調査を実施し対策工事等を進めていくとともに、行政や関係者が大規模地震や津波等の災害に備えた業務継続計画（BCP）を作成し、事前準備や初動体制の強化等に取り組むことにしています。

## (7) 農業の成長産業化に向けた国や県の動き

農業生産額が大きく減少する中、基幹的な農業従事者の平均年齢が 66 歳となり、耕作放棄地が 20 年間で 2 倍に増えるなど、待ったなしの課題に直面する農林水産業・農山漁村の本来の活力を



取り戻すため、国においては、農林水産業を産業として強くしていく「産業政策」と、国土保全といった多面的機能を発揮するための「地域政策」を車の両輪として、関係府省が連携し、内閣をあげて取り組むとの方針の下、農林水産業・地域の活力創造本部が設置され、必要となる施策が検討されました。

平成 25 (2013) 年 12 月には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」がまとめられ、農業及び農村全体の所得を 10 年間で倍増させることを目指し、「①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大」、「②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築」など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米政策の見直しなどの「③生産現場の強化」、併せて、農村の活性化や日本型直接支払制度などの「④農村の多面的機能の維持・発展」を図る取組を進める、という政策の四本柱が明確にされました。

平成 27 年 (2015 年) 3 月には、このプランに沿って新たに「食料・農業・農村基本計画」が策定され、この計画に基づき、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向けた様々な施策が展開されています。

また、三重県は、豊かな食材や多様な食文化、特徴ある食関連企業の立地など、「食」に関連する高いポテンシャルを有しており、今後の成長が期待できる産業分野となっています。

こうしたことを背景に、「『食』で拓く三重の地域活性化」をテーマに、国の改正地域再生法の認定を平成 27 年 1 月に受けたところです。

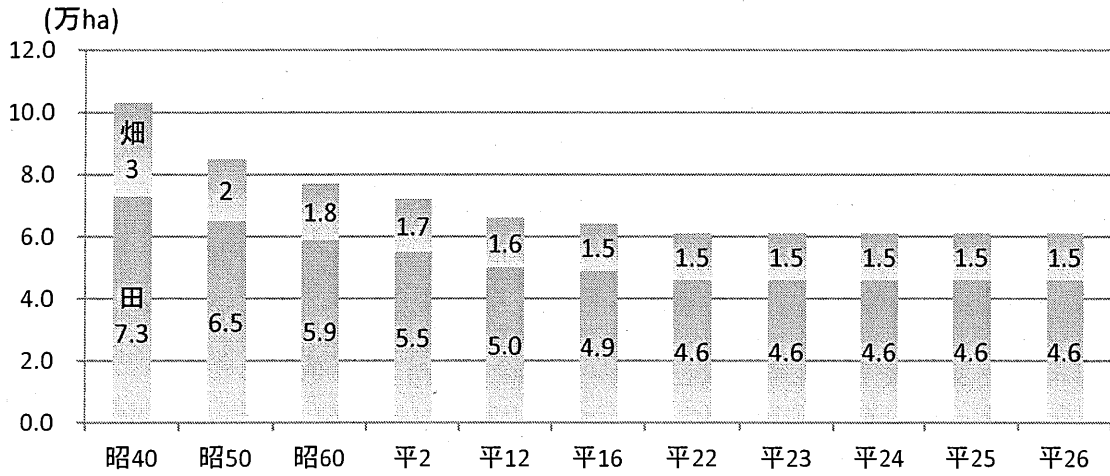
認定された計画を着実に実行するとともに、食関連産業の付加価値を高め、三重の「食」を積極的に国内外に発信することで、観光誘客や海外市場の獲得につなげていくための将来に向けた取組方向として、「みえ食の産業振興ビジョン」を策定し、食関連産業の振興を通じた地域経済の活性化を図る取組を始めています。

## 2 三重県の農業及び農村の現状と課題

### (1) 耕地

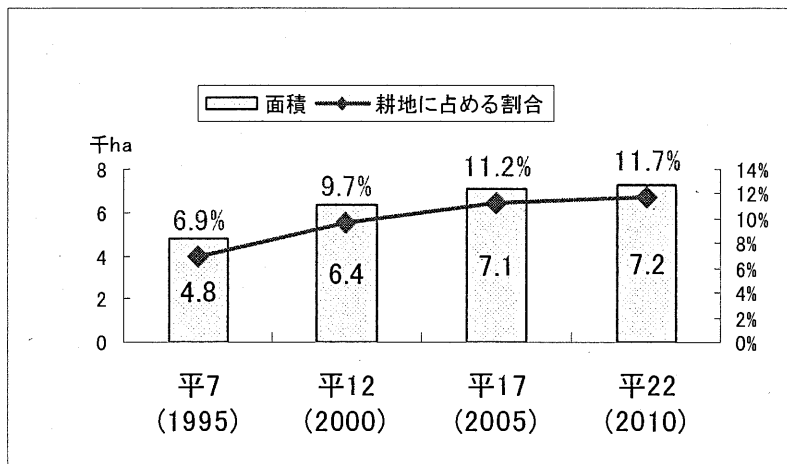
- ◆耕地面積は、年々減少してきています。平成 16 年 (2004 年) から平成 26 年 (2014 年) までの直近 10 年間で、耕地面積の約 4.6%にあたる、約 2,900ha が減少しました。
- ◆耕作放棄地面積は、生産条件が不利な中山間地域を中心に増加してきており、平成 22 年には県全体で 7,223ha、全耕地に占める割合は 11.7%となっています。
- ◆耕地利用率は、農業及び農村がおかれた厳しい情勢を反映して年々低下してきていましたが、水田における麦・大豆・飼料用米等戦略作物の生産拡大の取組によって平成 20 年 (2008 年)以降わずかに上昇し、近年は 90%程度の水準で推移しています。
- ◆県民の皆さん等への食料の持続的な供給や、洪水防止をはじめとする農地の持つ多面的機能を維持していくためにも、県内の優良農地を維持・保全し、食料生産の基盤を強化していくため、農地の適正な管理や有効利用を図っていくことが重要な課題となっています。

■ 耕地面積の推移 ■



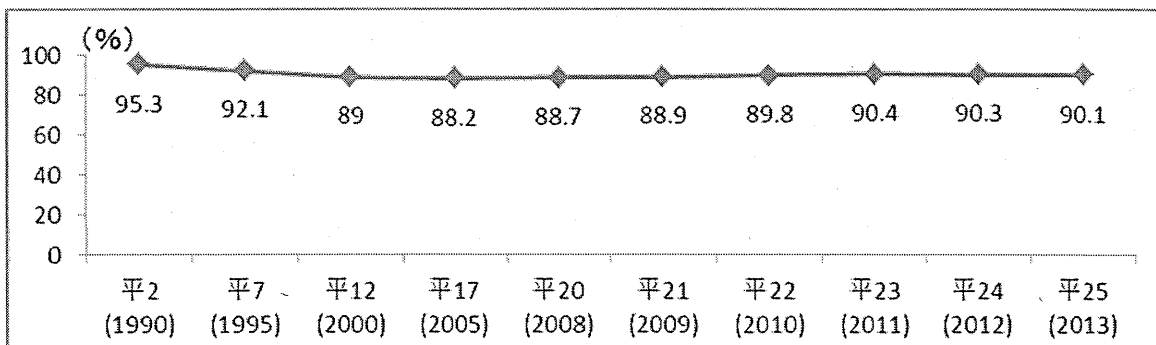
(資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

■ 耕作放棄地面積の推移 ■



(資料：農林水産省「農林業センサス」)

■ 耕地利用率の推移 ■



(資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

## (2) 計画的な農業農村整備の推進

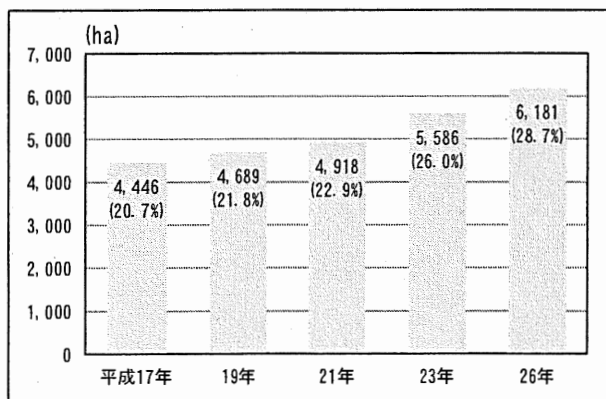
### ①農業の競争力強化に向けた整備の推進

- ◆農業の競争力強化に向け、農地のほ場整備やパイプライン化などの生産基盤の整備を計画的に進めています。
- ◆県全体のほ場整備率は要整備面積 43,000ha に対して、平成 26 年度末までに 36,072ha の整備が完了し、83.9%となっています。ほ場整備を実施していない農地では、耕作放棄地の発生を抑制するとともに、ほ場の区画拡大や排水条件の改善を図るなど、優良農地として維持・保全していくことが必要です。
- ◆また、パイプライン化整備率は、要整備面積 21,500ha に対し、平成 26 年度末までに水田を中心に 6,181ha の整備が完了し、28.7%となっています。水管理作業は農業者の大きな負担になっていることから、引き続き、パイプライン化による水管理や維持管理の省力化を推進していく必要があります。

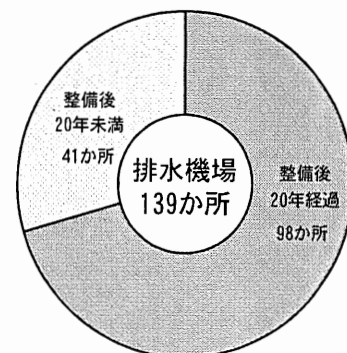
### ②災害に強い安全・安心な農村づくり

- ◆農業用ため池や排水機場等の多くで老朽化が進行していることから、大規模地震や風水害に備えて、農業用ため池や排水機場等の整備や耐震調査等を進めています。
- ◆平成 26 年度末までに農業農村整備事業で改修されたため池は 237 か所(全体の 7.5%)で、うち耐震対策済は 42 か所(1.3%)に留まっています。人命や財産への甚大な被害が想定されるため池は、早急に補強対策等が必要であることから、総合的な判断のうえで、優先順位を付けて計画的に改修を進めていく必要があります。
- ◆また、これまでに湛水防除事業等により、139 か所の排水機場を整備してきましたが、平成 27 年度末にはこのうち 98 か所(全体の 71%)が耐用年数を超え更新時期を迎えることから、機能診断、耐震診断の結果に基づき、優先順位を付けて施設の計画的な更新や長寿命化、耐震対策を行う必要があります。

■パイプライン化整備面積及び整備率の推移■



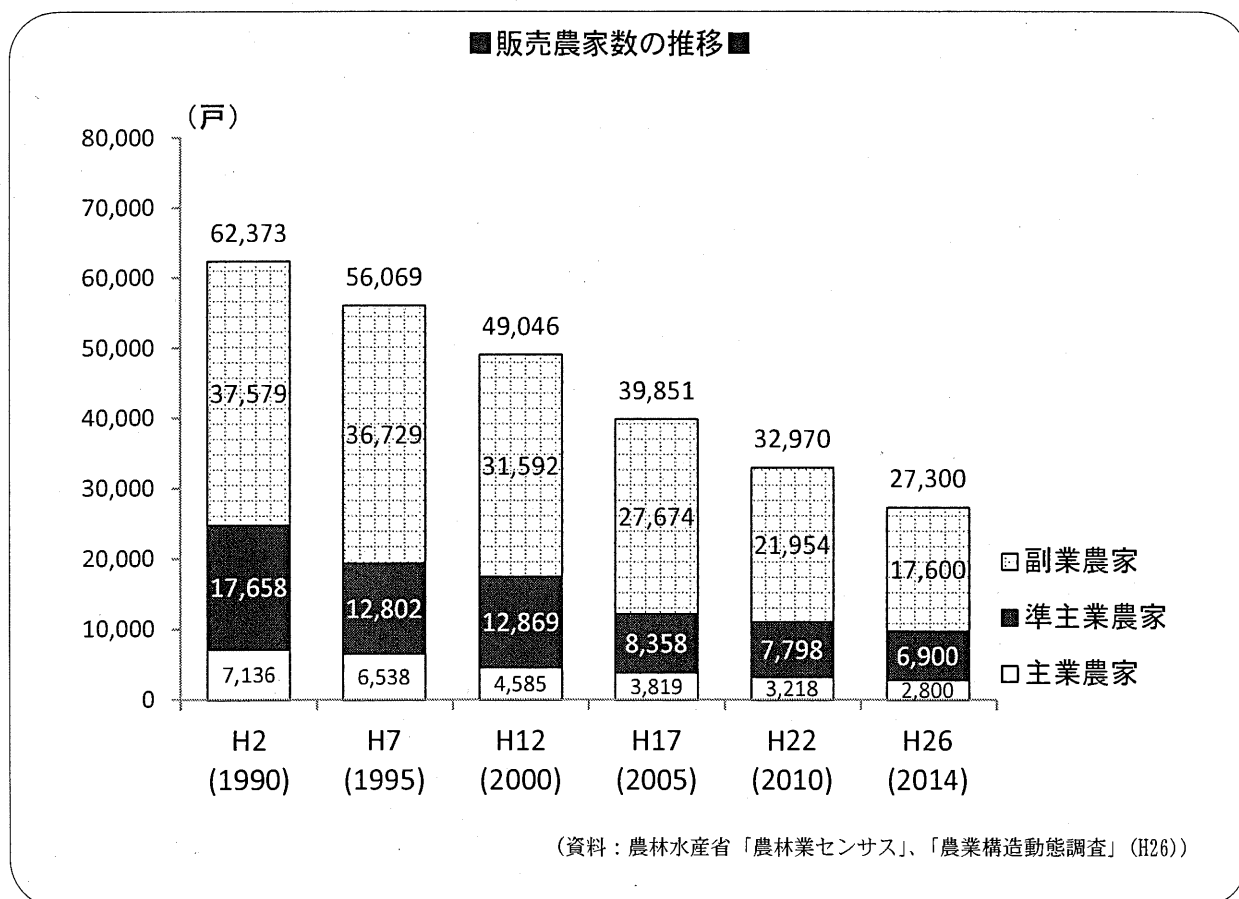
■排水機場の施設築造経過年数■



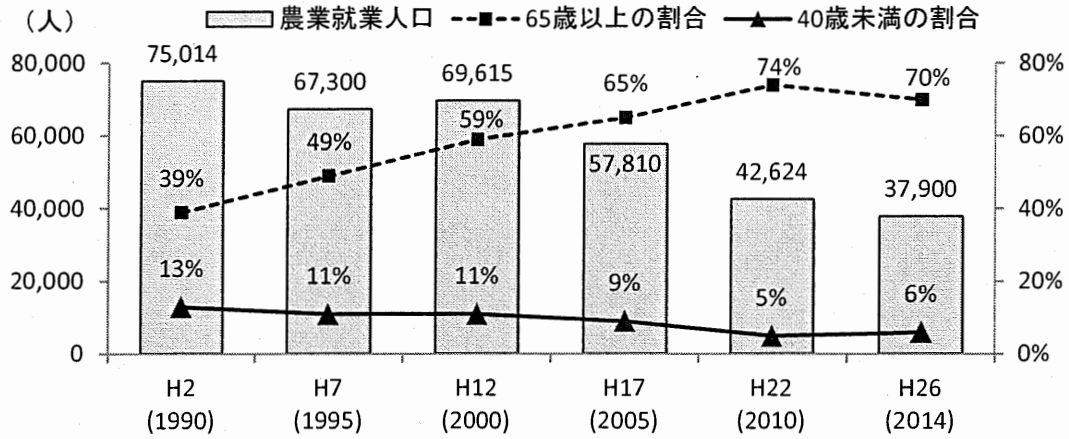
(資料：三重県調べ)

### (3) 農業者

- ◆販売農家数は年々減少してきており、平成 26 年までの直近 9 年間で約 30%減少しています。また、農業就業人口は、平成 26 年までの直近 9 年間で約 35%減少するとともに、平成 26 年には 65 歳以上が 70%を占め、高齢化が進んでいます。
- ◆認定農業者や農業生産法人など意欲と経営感覚に優れた経営体数は、平成 21 年（2009 年）までは増加傾向にありましたが、近年は、高齢等の理由で認定農業者の更新率が低下するなど増減しています。
- ◆新規就農者数は、農業生産法人等への就職も含めて、50 人から 70 人程度で推移してきましたが、平成 21 年度以降は厳しい雇用・経済状況の影響や就農促進対策等の効果もあり、年間 100 人を超える水準で推移しています。
- ◆新規就農者のうち約 8 割が非農家出身で、法人就農の割合も約 7 割と高くなっています。
- ◆若い農業者が農業の未来を切り拓いていけるよう、効率的な技術習得や農地の確保など就農環境の整備を進めるとともに、規模拡大・経営発展など新たなチャレンジを応援することなどを通じて、農業経営体の雇用力を高めていく必要があります。

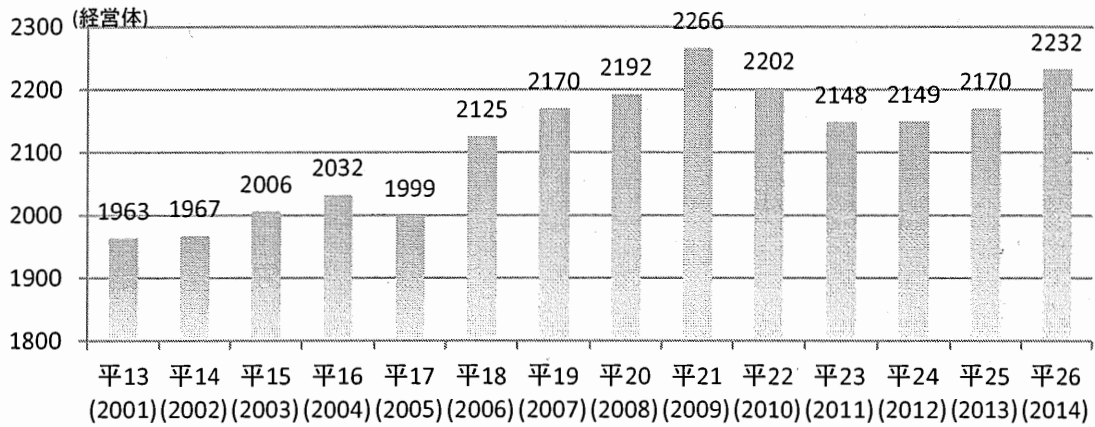


■農業就業人口の推移（販売農家の、主として農業に従事した世帯員数）■



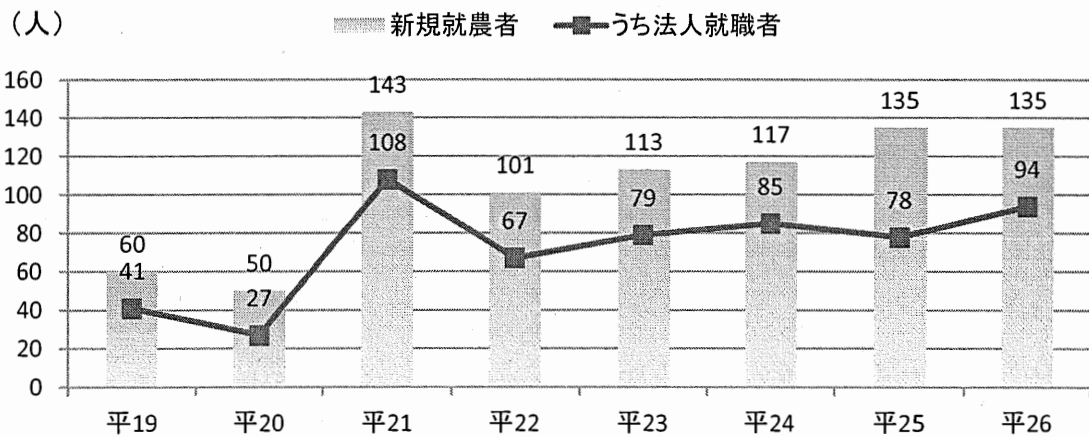
(資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」(H26))

■認定農業者数の推移■



(資料：三重県調べ)

■新規就農者数の推移■

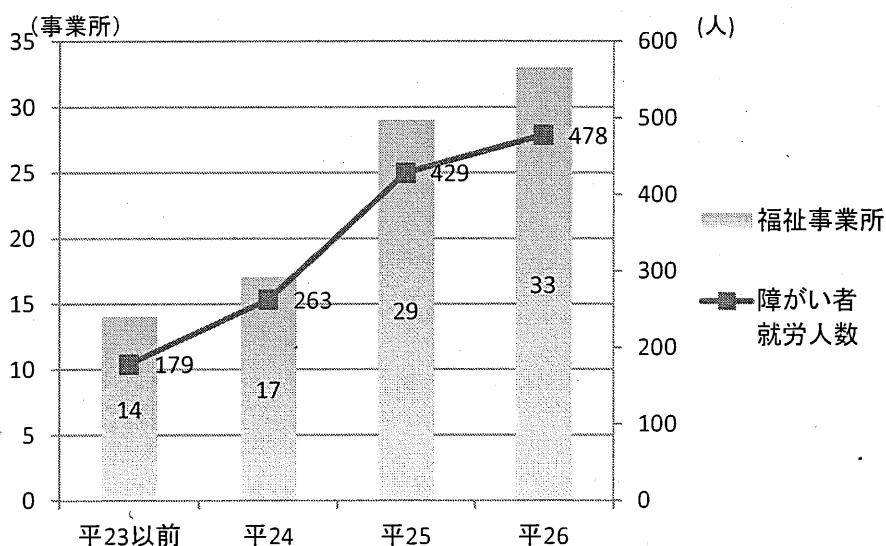


(資料：三重県調べ)

#### (4) 多様な分野からの農業参入

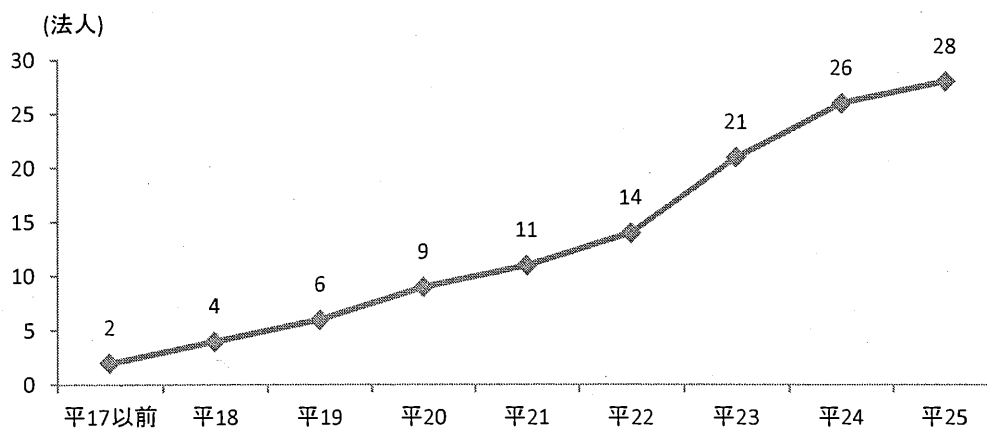
- ◆近年、農業を始める福祉事業所が増加しています。平成 26 年度末時点で、県内の 33 福祉事業所が農業に参入しており、農業分野における障がい者の就労人数は 478 人となっています。
- ◆平成 21 年度に農地法が改正され、賃借であれば企業等の農業参入が可能となったことなどから、平成 25 年度末時点で 28 法人が農業経営に参入しています。
- ◆農業従事者の高齢化の進行や担い手不足等の農業及び農村を取り巻く状況をふまえると、多様な分野からの新たな農業参入の拡大を図ることが重要な課題です。

■ 農業に参入する福祉事業所の推移 ■



(資料：三重県調べ)

■ 農業参入企業数の推移 ■

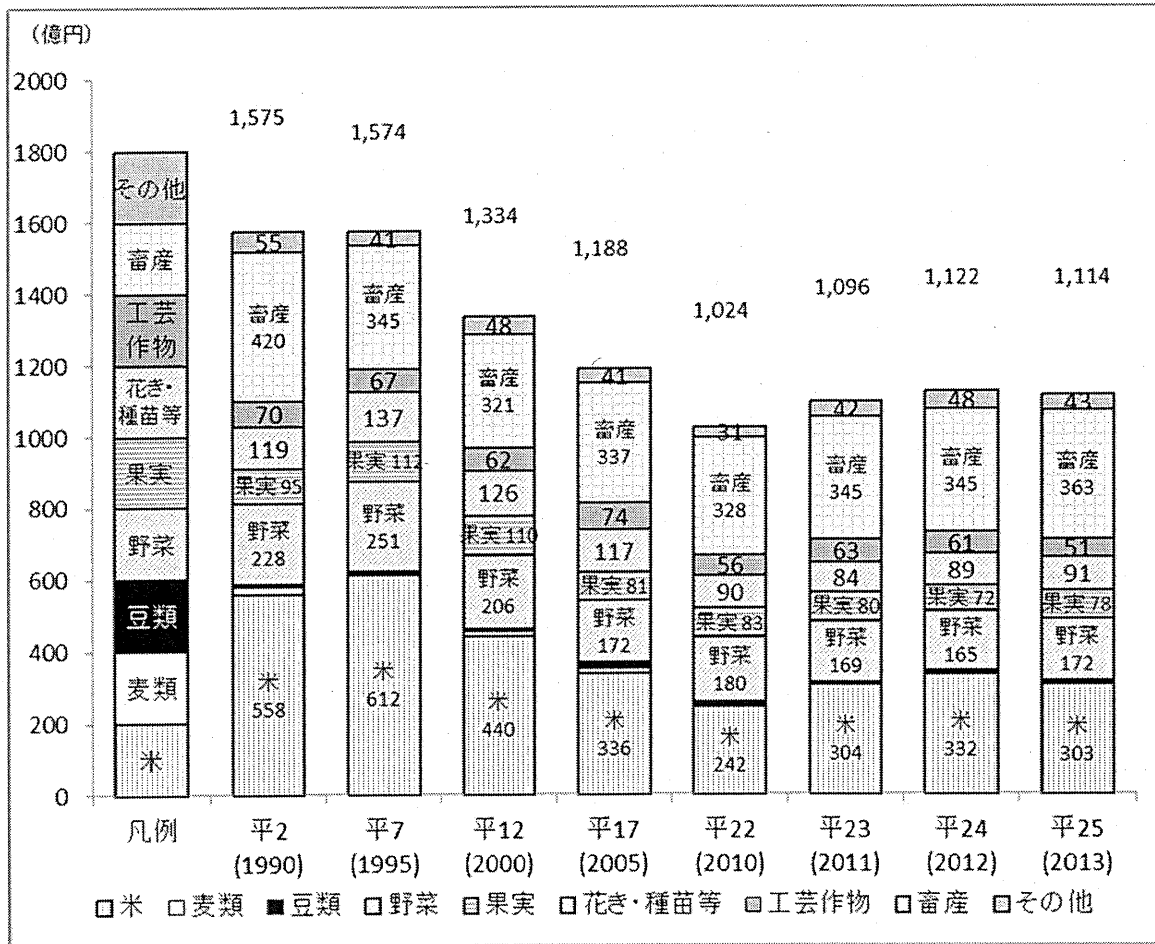


(資料：三重県調べ)

### (5) 農業生産

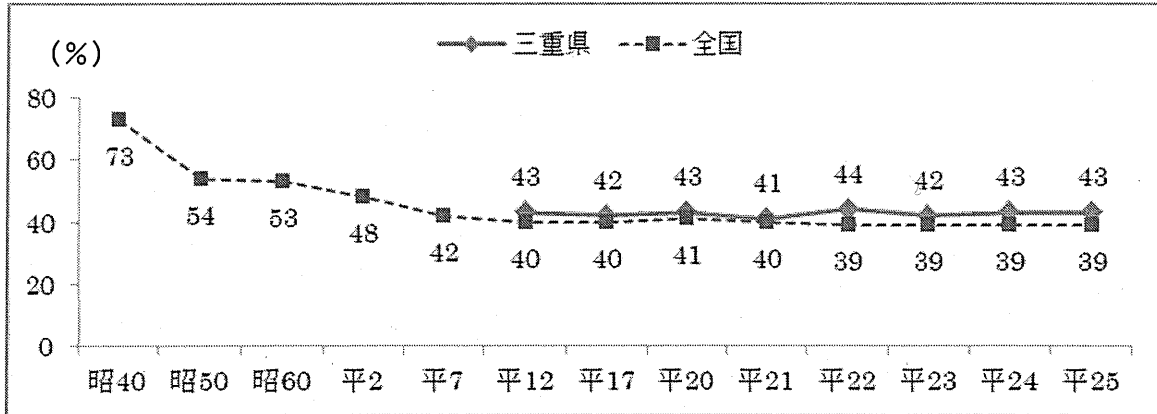
- ◆三重県の農業産出額は、平成 25 年に 1,114 億円で、うち、畜産が 30% 程度、米が 25% 程度を占めています。
- ◆平成 2 年の 1,575 億円と比較して、主食用米の需要減少や米価の低迷が大きく影響し 30% の減少となっているものの、最近は 1,100 億円前後で推移しています。
- ◆農業資材価格等は年々上昇傾向にあるとともに、特に近年には、世界的な肥料需要の増大等を背景とした肥料原料価格の高騰が、燃油高騰などとともに農業経営を圧迫する要因の一つになっています。
- ◆人口減少による国内需要の低迷など農業経営を取り巻く厳しい状況等をふまえると、安全・安心な農産物等が需要に応じて安定的に供給されるよう三重県の食料自給力の維持を図るとともに、意欲ある農業者が持続的・発展的に経営を展開していくことができるよう、収益性の向上や新たな需要の創出に向け、6 次産業化や、食品加工、外食、流通など食に関連する企業間の連携を促進するなどの食の産業振興が求められています。

■ 農業産出額の推移 ■



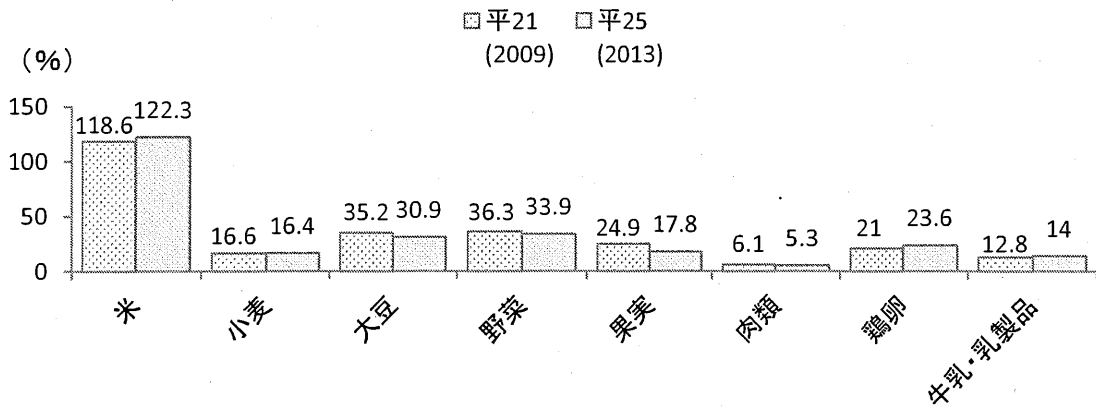
(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

■食料自給率（カロリーベース）の推移■



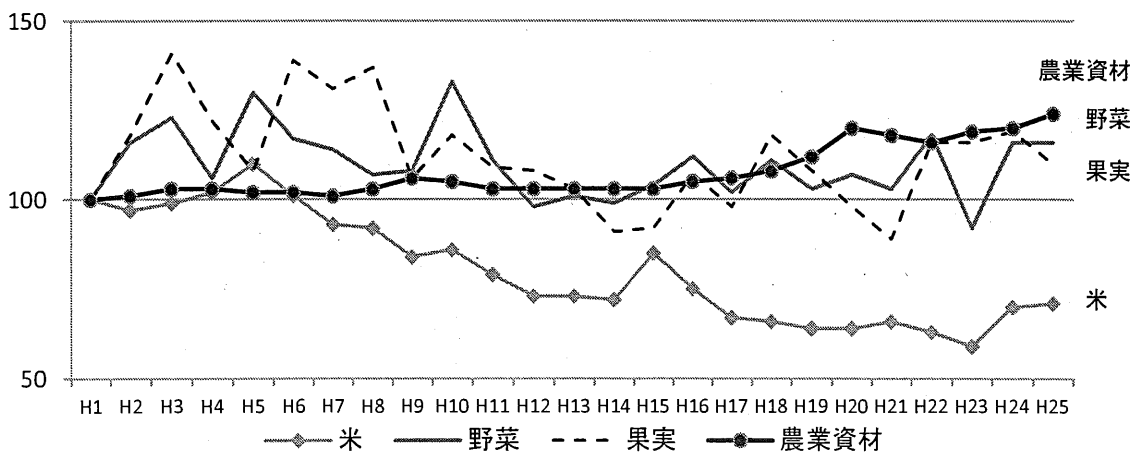
(資料：農林水産省「食料自給率の推移」「都道府県別食料自給率の推移」)

■主要農産物別の自給率（カロリーベース、平成 21、25 年度）（三重県）■



(資料：農林水産省「農林水産統計年報」「食料需給表」等による三重県推計)

■主な農産物及び農業生産資材価格指数（平成元年＝100）の推移（全国）■



(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

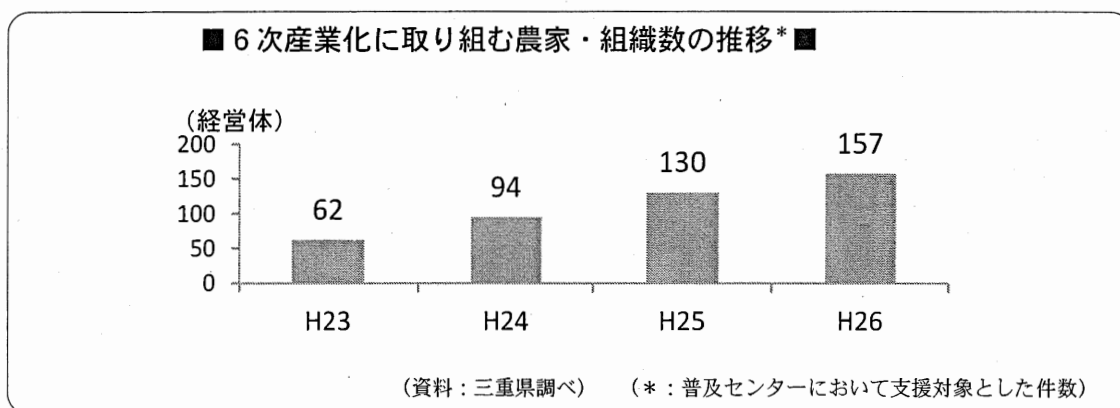


## (6) 食の安全・安心の確保

- ◆ 食の安全性を確保するため、平成 16 年度から「農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定し、農業や肥料、米穀、家畜、飼料等の販売業者等を対象に、計画的な立入検査等を実施しており、事業者の法令遵守の意識は高まっているものの、県内において平成 25 年度に米穀の不適正な流通事案が発生しました。
- ◆ 再発の防止に向け、平成 26 年度から 10 月を「食の安全・安心確保推進月間」と定め、関係部局の連携によるコンプライアンス研修会の開催、米穀の科学的分析検査を実施しています。
- ◆ また、平成 26 年度には米穀コンプライアンス推進員を配置し、県内の米穀取扱事業者 102 者に対し法令遵守意識に関する聞き取り調査を行うとともに、事業者が自主的に行う研修会への講師派遣により、コンプライアンス体制の整備に向けた取組を支援しました。
- ◆ 米穀取扱事業者を対象とした聞き取り調査の結果、基本的には、法令を遵守した業務運営に努めているものの、コンプライアンス担当部署や担当責任者が位置づけられていないケースや社員にコンプライアンス研修を実施していないケースが見受けられました。このため、引き続き、研修会等により、コンプライアンス意識の向上を図っていく必要があります。

## (7) みえフードイノベーションの形成や 6 次産業化による新たな価値の創出

- ◆ 平成 24 年より、「みえフードイノベーション」の取組により、地域資源を有効活用した新たな商品開発に産学官が連携して取り組んでいます。「みえフードイノベーション・ネットワーク」の会員数は 356 会員（平成 27 年 3 月末）となり、ネットワークが広がるとともに、会員相互の連携促進などにより、43 件のプロジェクトが創出され、県内各地で、新たな価値を創出する機運が高まっています。
- ◆ 「三重県 6 次産業化サポートセンター」の設置や 6 次産業化プランナーの派遣などにより、農林水産業者が自らの生産資源を用いて加工や販売に取り組む 6 次産業化を推進しています。「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画の認定数は 50 件（平成 27 年 3 月末現在）となっています。認定された 50 件のうち、農畜産物の加工・販売は 38 件、林産物の加工・販売は 6 件、水産物の加工・販売は 6 件と、農業分野での取組が先行しています。



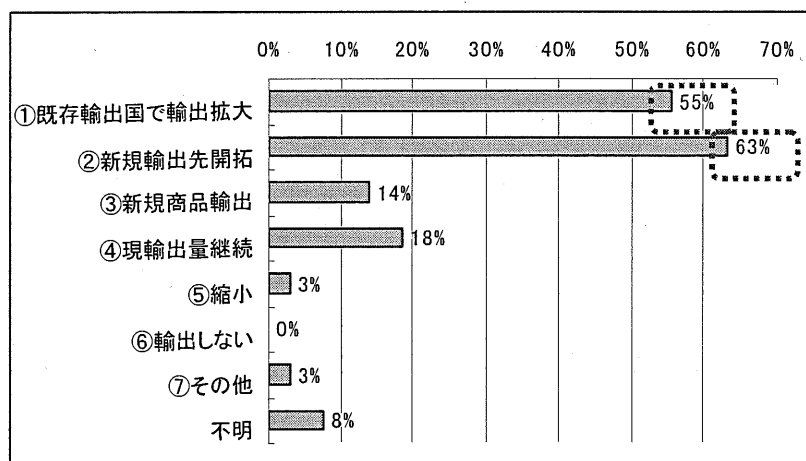
## (8) 農畜産物の輸出の促進

- ◆ 平成 22 年度より、生産者団体と協働で、本県の主要な園芸品目である東紀州地域の「みかん」のタイへの輸出促進に取り組んでいます。タイの高級スーパーでの試食

販売や在タイ日本大使館レセプションへの出品など、官民一体となった取組により、県産柑橘類の輸出実績は約 21.8 トン（平成 26 年度実績）となっています。

- ◆ みかんに続く品目として、県内最大の柿産地が平成 26 年度にタイへの試験輸出に取り組み、売上が好調であったことから、本格的な輸出に向けた機運が高まっています。
- ◆ 県産ブランド牛肉の海外輸出を促進するため、平成 26 年度に、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の畜産部会と連携し、米国のシアトル及びオーランドにおける米国のバイヤー等を対象としたプレゼンテーションや、レストランの経営者等 4 者の県内生産現場への招へい等を通じて、商談機会の創出に取り組みました。米国 2 社との取引が始まったほか、複数の商談が継続しています。
- ◆ 平成 25 年度に、本県における農林水産物等の輸出の実態と課題を把握するため、県内の農林水産業者や食品事業者等（147 社）を対象に、訪問による聞き取り調査を実施しました。この調査の結果、147 社のうち「現在輸出を行っている事業者」は 65 社となり、そのうち、「新たな輸出先国に販路を作りたい」という回答が 63%（41 社）と最も多く、輸出先国の多様化を進める意向が高い結果となりました。

■ 県内の輸出取組事業者（65 社）の今後の方針（平成 25 年度訪問調査） ■

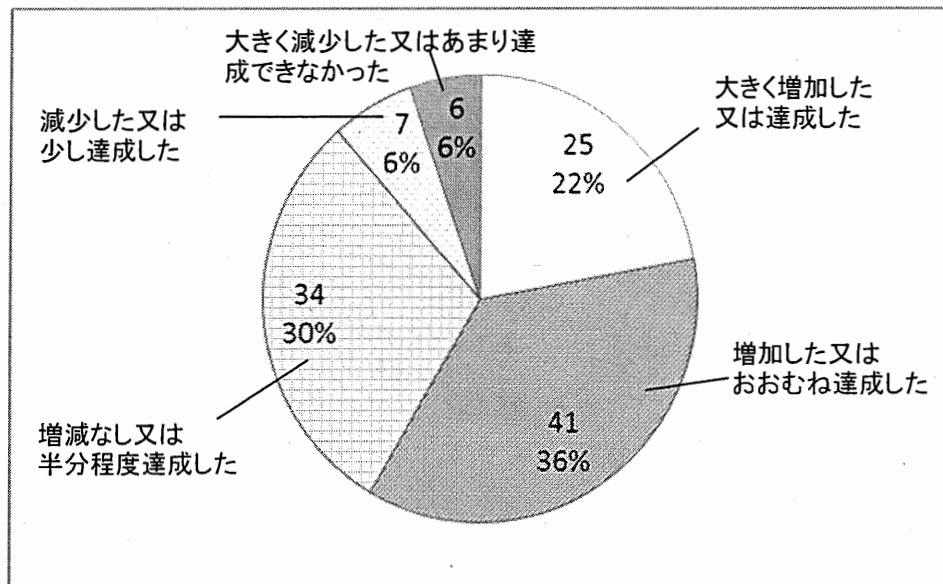


（資料：三重県調べ）

## （9）地域活性化プランの取組による農業及び農村の活性化

- ◆ 地域資源を活用した、新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、平成 23 年度から、集落や産地等の活性化に向けた地域の活動計画「地域活性化プラン」の策定やその実践取組に対する支援に取り組んでいます。
- ◆ 「地域活性化プラン」はこれまでに 218 プラン（平成 27 年 3 月末）作成され、専門家派遣や普及指導員によるアドバイスにより、商品の改良や販路開拓に向けた初期的な支援を展開しています。
- ◆ 平成 23 年度と 24 年度に策定された 113 プランを対象に「経営状況アンケート」を実施したところ、プラン策定時に比べ、売上・利益等が増加したプランの割合が 58%（66 件）となり、もうかる農業の実現に向けて取組が進展しつつあります。

■地域活性化プラン 経営状況アンケート結果（113 プラン対象）■

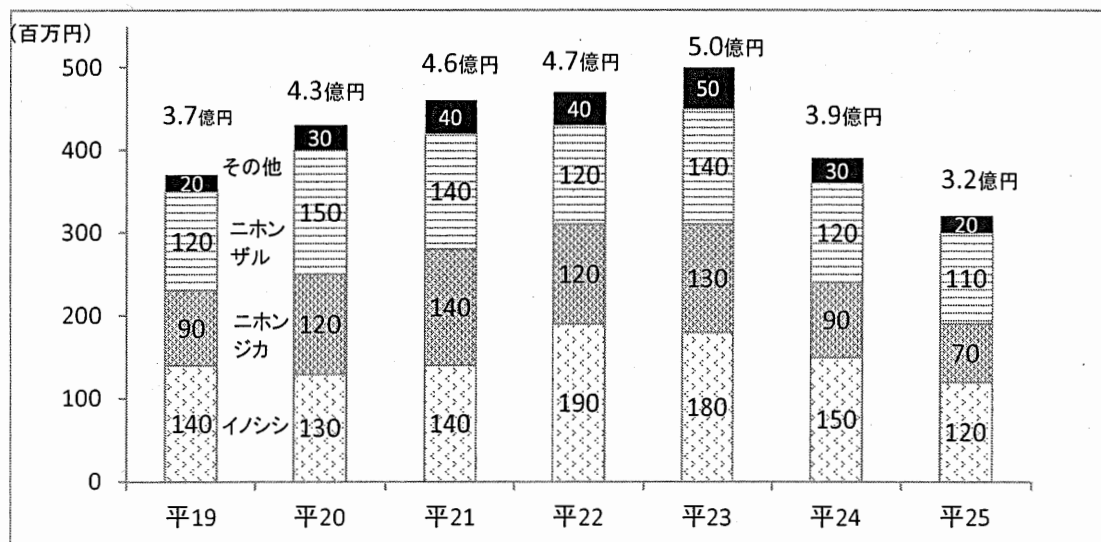


(資料：三重県調べ)

### (10) 野生鳥獣による被害

- ◆野生鳥獣による農作物被害は、集落ぐるみの対策等を進めてきた結果、平成 25 年度には約 3.2 億円となるなど、近年徐々に減少する傾向にあります。依然として深刻な状況が続いています。
- ◆被害の大きい中山間地域の農業者を中心に生産意欲の減退等深刻な影響が生じてきていることから、今後も有害鳥獣に対する効果的な被害防止対策等を総合的に講じていく必要があります。

■野生鳥獣による農作物被害額の推移■

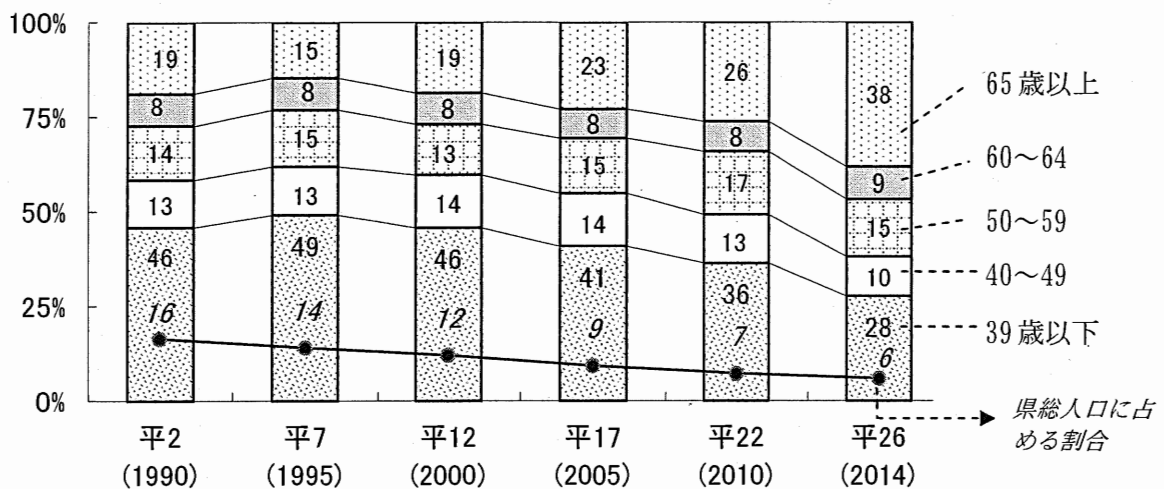


(資料：三重県調べ)

## (11) 農村社会

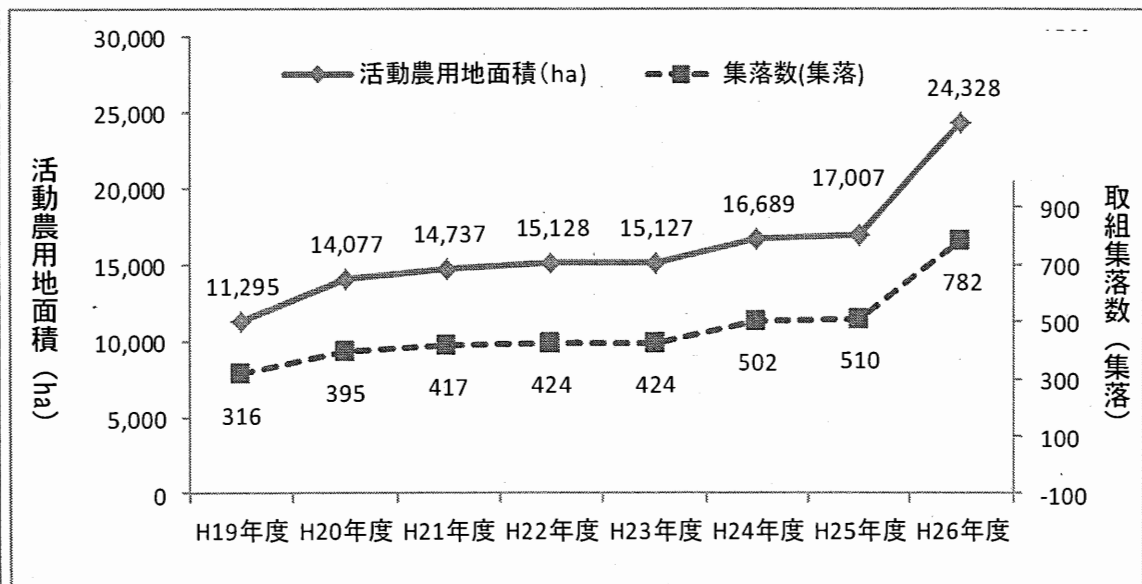
- ◆農家世帯の年齢構成を見ると、販売農家の世帯員に占める65歳以上の割合が確実に高まってきています。一方、39歳以下の割合は大きく減少しており、平成26年には1/3を下回る状況となっています。
- ◆農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、国の交付金を活用し、農地・農業用施設の維持保全活動や、生態系、景観の保全、農村の文化の維持伝承活動等への支援を進めています。平成26年度の取組集落数は782集落となり、年々拡大しています。
- ◆このような中、農村社会を維持発展させていくためには、農村における新たな就業機会や雇用を創出し、若者の定住につなげていく必要があります。

■農家人口（販売農家の世帯員）の年齢別割合の推移■



(資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査(H26)」、総務省「国勢調査」)

■農地・農業用施設の維持保全活動の活動農用地面積と取組集落数の推移■



(資料：三重県調べ)

## 第3章 基本方針

### 1 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

#### (1) 農業及び農村の果たす役割

##### 役割1 食料の持続的な供給

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるとともに、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。このため、安全性が確保され、安心して消費できる食料が、将来にわたって、持続的に供給される必要があります。

しかし、国内での食料供給力は依然低位で、農業従事者の高齢化の進行など将来的な農業生産の不安定要素もある一方、国際的には、地球規模での気象変動や発展途上国を中心とした人口の増加などから、中長期的には食料需給の逼迫が心配されるなど、食料を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。

三重県においても、県段階のカロリベースの食料自給率は平成25年度で43%と横ばい傾向にあることから、今後、需要に応じた食料供給力の向上に取り組み、安心して食べられる農産物を安定的に供給することにより、県民の皆さんへの食料供給に対する安心感を醸成していく役割を果たしていく必要があります。

##### 役割2 多面的機能の発揮

農業及び農村は、農産物を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業生産や農村地域のさまざまな活動を通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しています。

特に三重県の農業及び農村は、南北に長く、海岸線から山脈に至る多様な地形を有する県土や自然環境の中で、それぞれの気候・風土に適した農産物を供給するとともに、豊かな農村景観や歴史・文化を育んでいます。また、中規模都市が連なる都市構造を有し、県民の皆さんの生活の場へ身近に多面的機能を提供しています。

県民の皆さんがゆとりと豊かさを実感できる暮らしをおくるうえで、農業及び農村が発揮する多面的機能は欠くことのできないものであり、将来にわたり持続的に多面的機能を発揮していく役割があります。

##### 役割3 地域経済と就業の場を担う産業

三重県の産業全体から見れば農業生産額の占める割合は小さいものですが、近年、大規模な農業経営や農業生産法人などの企業的な経営が増加しているとともに、他産業から農業に参入する企業も現れてきています。

また、自ら生産する農産物を使用した加工食品の開発や農家レストランの開業など、自ら生産した農産物に付加価値を付けて販売する6次産業化に取り組む農業者が増加しており、その販売額も年々増加するなど、地域に新たな活力を生み出してきています。

さらに、農産物の機能性を生かした新商品の開発や太陽光利用型の植物工場の開設、果樹や牛肉の海外輸出など「もうかる農業」の実現に向けた新たな価値創出への取組も育ちつつあります。

こうした新たな農業及び農村の活動は、地域経済の循環と地域就業の場として大きな役割を担っています。

## (2) 基本計画の見直しにあたっての基本視点

人口減少の本格化やグローバル化の進展など、社会経済情勢は大きく変革しており、今後、こうした状況に的確に対応し、中長期を見通した新たな発想で農業及び農村の活性化に取り組んでいくことが必要です。

また、三重県の農業及び農村を次の世代に継承していくためには、国内外における需要の取り込みや新分野への積極的なチャレンジなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進することにより、新たな雇用の創出と若者の定住につなげていくことが重要です。

こうしたことをふまえて、「食産業の核となる『もうかる農業』の実現に向けた取組の展開」「農業の未来を切り拓く創造的農業経営に向けた人材の育成」「『協創』による持続的な地域活動の展開」の3つを見直しの基本視点としました。

### 基本視点1 食産業の核となる「もうかる農業」の実現に向けた取組の展開

農業及び農村の果たすべき基本的な役割である農産物の安定供給を図るため、持続的な生産体制の構築を進めるとともに、消費者の食に対する多様化するニーズに応え、マーケットで支持される農産物の生産振興に取り組んできました。

これまでの取組を通じ、経営規模の拡大や経営の多角化、法人化、食品事業者との連携による新商品の開発など、「もうかる農業」の実現に向けた取組が生まれつつありますが、大きな潮流になるまでには至っていない状況にあります。

一方、国・地方を挙げて人口減少の克服・地方創生の動きが本格化する中、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など、「食」の有するポテンシャルを最大限に活用することにより、「食」と一体となってその価値を発揮し、農業及び農村の活性化につなげていくことが求められています。

このような中、農業及び農村が、消費者の「食」に対するニーズに応え、マーケットで支持される安全で安心な農産物を安定的に供給するという普遍的な役割を発揮できるよう、生産体制を維持していくとともに、農業が主体的に「食」の魅力を提案することを通じて、「もうかる農業」につなげていくことが必要です。

そのためには、地産地消をはじめとした地域経済の好循環の実現、加工・中食、飲食・宿泊サービス、流通・販売など食の関連事業者との連携した新たなマーケットの創出、伊勢志摩サミット等を契機としたインバウンドや国内誘客への対応などにより、収益性と高付加価値化を意識した農業を展開していくことが重要です。

#### (基本視点に沿った取組の方向例)

- ①食の関連事業者との連携による新たなマーケットの創出
  - ・食のバリューチェーンの構築によるみえフードイノベーションの展開
  - ・米穀事業者との連携による県産米のシェア拡大
  - ・製粉事業者とのサプライチェーン活用による小麦の生産拡大
  - ・飼料用米の生産確保と生産性の向上
  - ・加工・業務用需要に対応できる野菜産地の育成

②農産物の機能性・品質に着目したマーケティング戦略

- ・ 県産米の品質向上に向けたICT活用による高度管理技術の導入
- ・ 米の地域特性を生かした商品開発と販路開拓
- ・ 農産物の機能性を生かした高付加価値化と商品開発

③首都圏・関西圏へ向けた魅力発信

- ・ 首都圏営業拠点や関西事務所と連携した県産農産物の魅力発信

④グローバルマーケットの戦略的な開拓

- ・ 果樹など園芸品目の輸出促進
- ・ 茶産地における残留農薬基準への対応やJGAPなどの認証取得促進などによる茶の輸出への支援
- ・ 県産ブランド牛肉の輸出促進

⑤ローカル戦略の展開

- ・ 伊勢志摩サミット等を契機としたインバウンドや国内誘客への対応
- ・ 地産地消や食育の推進
- ・ 来県者も意識した県産農産物の活用

## 基本視点2 農業の未来を切り拓く創造的農業経営に向けた人材の育成

人口減少の本格化やグローバル化の進展など社会経済情勢が著しく変動する中、農業が持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成するのみならず、従来の発想にとらわれず、創意工夫を発揮して、農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体を育成することが重要です。

また、農業者の高齢化が進展する中で、若い農業者が不足するとともに、大規模経営体であってもマネジメントをサポートする人材が不足するなど、農業の若返りが求められています。

このようなことから、農業経営体の多角化や雇用力強化などによる経営革新を促すとともに、若者が就労の場として農業を選べ、次代の農業を担っていける資質を習得できる環境づくりや農業生産性向上を図る農業生産基盤の整備を進めることにより、新規就農者及び農業経営の核となる人材の確保・育成を図ることが必要不可欠となっています。

### (基本視点に沿った取組の方向例)

①多様な経営体の確保・育成

- ・ 農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化による農業経営規模の拡大
- ・ ICTなどの最先端技術の導入による低コスト・高品質化や新規品目への転換、6次産業化などによる経営の多角化など、新分野への積極的なチャレンジを支援

- ・異分野のノウハウや発想を生かした企業の農業参入促進や農業と福祉の連携等の推進
- ・農業経営の核となる人材や農山漁村における新規ビジネスを創出する人材の育成
- ・アドバイザー派遣等による農業法人等の円滑な事業継承支援

#### ②若者の農業参入の推進

- ・人材育成機能の充実や農地中間管理機構を活用した農地等の取得円滑化、経営アドバイスの実施などパッケージで新規就農者を育成する仕組みを構築
- ・農業の内外から幅広い人材を呼び込むため、移住促進策とも綿密に連携しながら、U I J ターン就農者受入環境の整備を推進
- ・県内の学生の就農促進につなげるため、農業生産法人や農業参入企業等において、大学生・高校生を対象とした就労体験を実施

#### ③女性の活躍促進

- ・6次産業化など新たなチャレンジを行う女性農業者の経営発展への支援
- ・農業法人等への地域女性の就労マッチング等の仕組みづくり
- ・農業及び農村での様々な方針決定の場への女性農業者の登用

#### ④集落営農の仕組みづくり

- ・農地中間管理機構の活用などによる持続的な集落営農組織の育成、法人化への支援

#### ⑤農業生産基盤の整備保全と強靱化

- ・農業を支える生産基盤の整備と防災減災対策の取組
- ・大規模災害に備え、早期復旧・復興に向けた農業版BCPを策定

### 基本視点3 「協創」による持続的な地域活動の展開

農村は、国民に食料を安定供給するとともに、国土の保全や水源の涵養、文化の継承など多面的な機能を有しており、その役割への国民の期待はますます高まっています。

一方、農村においては、我が国が直面する高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行する中で、集落機能や地域資源の維持が困難な状況になっており、農村の役割が十分に発揮されるよう、農村の振興を図ることは待ったなしの課題となっています。

このような中、農業及び農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る地域活動を支援するとともに、獣害対策や地域資源を活用した地域活性化の取組等、地域の創意工夫を生かした取組への支援を進めてきた中、一部では先進的な取組も生まれてきています。

今後、こうした取組を「協創」による持続的な地域活動に発展させていくとともに、多様な地域の資源や魅力を生かした新たな雇用の創出と若者の定住につなげていくことが必要です。



## (基本視点に沿った取組の方向例)

### ①地域の特性を生かした農村の活性化と多面的機能の維持・発揮

- ・ 農家レストランや農家民宿、加工直売など、地域資源を活用した付加価値向上の取組の促進
- ・ 自然体験など多様な分野との連携による農村への集客の促進
- ・ 多面的機能を支える共同活動への支援及び収益活動への誘導
- ・ 若者や女性、都市住民、企業など、地域内外から多様な人材の地域活動への参画を促すことによる地域の多様な活動の活性化

### ②中山間地域農業の振興

- ・ 多様な就業機会の創出が喫緊の課題となっている中山間地域において、地域資源の活用による新たな雇用の創出と若者の定住につなげるため、産業政策と地域政策の両面で、各地域の課題に応じた総合的な支援を展開

### ③獣害につよい農村づくり

- ・ 獣害対策に取り組む集落づくりに向け、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と、追い払いや捕獲などを効果的に進めるための体制づくりを推進
- ・ 集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや集落による捕獲体制の整備・強化等を推進
- ・ 野生動物との適正な共生をめざし、野生獣の生息数推定やサル群れの状況のモニタリングを基礎として個体数調整を実施
- ・ 『『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル』の普及等による獣肉等の適切な解体処理が進む環境づくりの推進

### ④農村地域の生活環境の整備

- ・ 農道や農業集落排水施設の整備等による快適な農村生活環境づくり

### (3) めざすべき将来の姿

三重県の農業及び農村の活性化のためには、食に対する県民の皆さんの多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要です。

こうしたことをふまえつつ、三重県農業及び農村がめざしていくべき具体的な4つの姿を定めて、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進めていきます。

#### ① 安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿

- ◇ 多様な流通に対応できる産地が育成されるとともに国内外販路開拓に向けた環境が整備されることにより、消費者や食品産業事業者のニーズに対応できる農産物の生産・流通体制が整い、マーケットで支持される農産物が安定的に供給されています。
- ◇ 行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導が行われるほか、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成につながる自主衛生管理が生産、加工、流通に携わる人びとに定着し、安全・安心な農産物が供給されています。

#### ② 農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体が育成されている姿

- ◇ 経営の法人化・多角化や雇用力強化、経営規模の拡大など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成や農業生産基盤の整備・維持管理等を通じ、力強い農業経営が実現しています。
- ◇ 農業への就業を希望する方を対象とした総合的な支援の展開や企業などの農業参入の促進を通じて、若者が就労の場として農業を選べる環境が整い、農業の次世代への円滑な継承が実現しています。

#### ③ 農村における雇用の確保と所得の向上、多面的機能の発揮が図られている姿

- ◇ 地域に暮らす人びとや地域内外のさまざまな主体が参画する中で、農村の豊かな資源を活用した多様な地域活動が展開されることにより、新たな雇用の場が創出され、地域の活力が向上しています。
- ◇ 地域防災力の強化や生活環境の整備、獣害につよい集落づくりが進むとともに、多面的機能を維持・発揮させていく体制が整うことにより、安心して暮らすことができる農村が実現しています。

#### ④ 食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

- ◇ 豊かで健全な食生活への志向が広がる中で、多様化する期待に応える新たな価値が農林水産業や食品関連産業等に関わるさまざまな主体から提案され、地域資源の特徴を生かした競争力ある産品等が提供されることにより、県民等の皆さんの豊かな暮らしにつながっています。
- ◇ 県民の皆さんや消費者が県産農産物の魅力に触れる機会が増え、農業が果たす価値への理解が進むことにより、農業が県民の皆さんや消費者から適正に評価、支持されています。

## 2 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開

### 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

#### めざす方向

消費者の「食」に対するニーズに応え、安全・安心な農産物を安定的に供給するため、農業の生産体制の維持・発展を図ります。

また、農業を若者にとって魅力のある産業としていくため、国内外における需要の取り込みなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進することにより、収益性と高付加価値化を意識した農業の展開を図ります。

さらに、行政による農薬等の生産資材の使用や、米穀等の食品表示についての適切な指導・監督を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。

#### 基本目標指標

農業産出等額（億円）	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ） （経営所得安定対策等による交付金等を含む）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

※平成 37 年度の目標値は、平成 38 年春に把握できる平成 36 年の国概算値により測ることとします。（農林水産省公表資料・三重県調べ）

#### 現状と課題

本県では、平野部の水田地帯を中心に、米や小麦、大豆などの水田活用作物が生産されているほか、中山間地域においては、柑橘や茶、畜産物など、地域特性を生かした多彩な品目が生産され、本県の「食」の魅力の向上に貢献しています。

一方、農業産出額は、稲作依存度が高い本県農業の実状から、主食用米の需要減少や米価の低迷から、平成 2 年の 1,575 億円と比較して平成 25 年には 30%減の 1,114 億円となるなど、厳しい状況となっています。

このような中、安全・安心な農産物等を需要に応じて安定的に供給していくためには、農産物供給力の維持向上に努めるとともに、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など、「食」の有するポテンシャルを最大限に活用し、消費者が期待する価値を発揮することで、「もうかる農業」の実現につなげていくことが必要です。

また、消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、農水産物の生産や流通に至る一貫した監視指導等に取り組んでいますが、米穀の不適正流通や食材の不適正な表示、近隣諸国における高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫の発生など、食に関するさまざまな問題が発生しています。食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、家畜防疫の強化や農薬等の生産資材の適正使用管理、米穀等の販売事業者の監視・指導の徹底、安全・安心な農産物生産システムの構築を図ることが必要です。

## 主な取組方向

- ① 農業を若者にとって魅力のある産業としていくため、国内外における需要の取り込みなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進します。
- ② 穀類の生産力を強化するため、地域特性を生かした米のブランド化や需要に応じた麦・大豆・飼料用米等の生産拡大を進めます。
- ③ 園芸産地の維持・発展を図るため、加工・業務用需要や海外市場への対応、多様な分野との連携など、新たな取組にチャレンジする園芸産地の取組を支援します。
- ④ 畜産業の健全な発展をめざして、畜産業の競争力強化を図るための高収益型畜産連携体づくり、生産基盤や防疫衛生体制の強化、県産畜産物のブランド力向上、流通体制の整備等に取り組めます。
- ⑤ 伊勢志摩サミット等を契機に、国内外からの誘客に対応するため、県産農産物の国内外への魅力発信に取り組めます。
- ⑥ 米穀等の販売事業者の監視・指導を徹底するとともに、農産物の生産工程管理および衛生管理の推進、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用指導を進めます。

## 目標達成に向けた施策展開の内容

### 【基本事業Ⅰ-1】 需要に応じた水田農業の推進（担当：農産園芸課）

需要に応じた水田の活用を図るため、米政策の見直しへの円滑な対応を図りつつ、製粉事業者とのサプライチェーンの活用による小麦の生産拡大や需要に応じた大豆、飼料用米等の生産拡大、地域の特性に応じた新たな作目の導入を促進します。また、「結びの神」をはじめ、地域特性を生かしたブランド米の生産拡大や新たな地域ブランド米の育成、米穀事業者との連携による県産米のシェア拡大に取り組めます。

さらに、県産米の品質向上を図るため、ほ場管理システムと連動した作業機械の導入など、ICT等の活用による高度管理技術の確立を進めます。

## 取組目標

米、麦、大豆の自給率（カロリーベース）	県民の皆さんが食料として消費する米、麦、大豆のうち、県内産により供給が可能な割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

※平成 37 年度の目標値は、平成 38 年春に把握できる平成 36 年度の国概算値により測ることとします。（農林水産省公表資料）

**【基本事業1-2】消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進（担当：農産園芸課）**

野菜における加工業務用需要への対応や果樹の輸出、茶の輸出に向けたJGAPなどの認証取得、需要が高く特色ある花き・花木等の品種の導入など、国内外の新たな需要の取り込みにより、多様な流通への対応を図る戦略的な園芸産地の取組を支援します。また、伊勢志摩サミットなどのイベントを契機に、県産園芸品目の魅力発信を支援します。

**取組目標**

産地改革に取り組む園芸等産地増加数（累計）	加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培品目の転換による新産地の育成など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

（三重県調べ）

**【基本事業1-3】畜産業の健全な発展（担当：畜産課）**

畜産業の競争力強化を図るため、畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体づくりを進めるとともに、自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築、県内畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進等に取り組めます。また、県産畜産物の安全・安心と安定供給を確保するため、家畜伝染病に係る防疫衛生体制の強化や、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。

**取組目標**

高収益型畜産連携体数（累計）	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等との連携により、生産コスト低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上及び雇用の創出等をめざす連携体数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

（三重県調べ）

**【基本事業1-4】農産物の生産・流通における安全・安心の確保**

(担当：農産物安全課)

農産物等の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示などの監視・指導、事業者のコンプライアンス意識の向上に向けた支援、産地へのGAP（農業生産工程管理）やIPM（総合的病害虫管理）など環境に配慮した生産方式の導入を推進し、「みえの安全・安心農業生産」の定着を図ります。

また、食の安全・安心への消費者、食品関連事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報を公開します。

さらに、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を推進し、市場運営の安定化を進めます。

**取組目標**

みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率	「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP、地力の維持・増進及びIPMの実践等、環境に配慮した生産方式に取り組む産地の割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)

## 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

### めざす方向

力強い農業経営の実現に向け、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、経営の法人化・多角化や雇用力強化など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成に取り組みます。

また、農業の次世代への円滑な継承を図るため、パッケージで新規就農者を育成する仕組みの構築などにより、新規就農者の確保・育成を進めるとともに、企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

さらに、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動促進、新たな商品創出につながる研究開発に取り組むとともに、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備、災害からの円滑な農業復旧を進めるためのBCPの作成支援を進めることにより三重県農業の持続的な発展に取り組みます。

### 基本目標指標

農畜産経営体における 法人経営体数（累計）	各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数・農業参入した企業数の合計（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

（三重県調べ）

### 現状と課題

意欲ある多様な農業者の確保に向け、新規就農の促進や企業・福祉事業所等の農業参入促進に取り組んできており、新規就農者数は年間 100 人を超える水準で推移しています。一方、農業就業人口は平成 26 年までの直近 9 年間で約 35%減少するとともに、農業就業人口に占める 65 歳以上の割合は 70%（H26）と依然高くなっています。

このような中、農業を持続的に発展させていくためには、国において検討されている農業経営の安定のための新たなセーフティネット制度に的確に対応しつつ、効率的かつ安定的な農業経営の実現を図るとともに、農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体の育成と次世代農業の主軸となる新規就農者及び農業就業人材の確保・育成を図ることが必要です。

また、耕地に占める水田の割合が高いことから、国の食料政策に的確に対応しつつ、集落等を単位とした効率的な水田の利用体系を構築していくことが求められています。

特に、中山間地域においては、集落営農組織の育成や新規就農者の確保、担い手への農地集積が進んでおらず、今後、農地や農業用施設を維持・管理することが単独では困難な集落が増加することが懸念されており、中山間地域等条件不利地域の農業の持続的発展に向け、水田営農体制の構築を図ることが必要です。

さらに、農業を次世代に円滑に継承していくためには、環境と調和した効率的で高度な農業基盤の整備を進めることが必要です。



## 主な取組方向

- ① 農業及び農村の活性化を図るため、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進するとともに、新たな人材の参画・育成や活動規模の拡大等への取組を促進することで、地域活動の発展を支援します。
- ② 強い農業経営を実現するため、農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地集積を加速するとともに、農業経営体の法人化、多角化などを促進し、雇用力のある農業経営体の育成を図ります。
- ③ U I J ターン就農者受入環境の整備などを通じて、農業の内外から幅広い人材を呼び込むとともに、次世代農業の主軸となる新規就農者を育成するため、新規就農をパッケージで支援するシステムの構築や企業・福祉事業所等の農業参入の促進等に取り組めます。
- ④ 農村女性の活躍の場を創出するため、能力開発支援や次世代のリーダー育成、仕事と育児等の両立を支援する制度や仕組みの導入を推進します。
- ⑤ 営農の高度化、効率化を図るため、「三重県農業農村整備計画（仮称）」に基づき、パイプライン化などの高度な生産基盤の整備や災害からの早期農業復旧のためのBCP作成支援を進めるとともに、農業振興地域整備制度や農地転用許可制度の適切な運用により、優良農地の維持・保全を図ります。
- ⑥ 農畜産技術の研究開発と移転を通じて、農業者や食品産業事業者等による県民の皆さんの多様化するニーズに応える新たな商品やサービスの提供を促進します。

## 目標達成に向けた施策展開の内容

### 【基本事業Ⅱ-1】地域の特性を生かした農業の活性化（担当：農業戦略課）

農業及び農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進し、地域内での自主的な活動を進めるとともに、新たな人材の参画・育成や、地域間、多様な業種との連携などによる活動規模の拡大等への取組を促進することで、地域活動の発展を支援します。

### 取組目標

地域活性化プラン 策定数（累計）	地域や産地などを単位に策定される農業及び農村の活性化のための活動プランの数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

（三重県調べ）



**【基本事業Ⅱ-2】農地中間管理事業を核とした営農体制の構築**

(担当：担い手育成課)

意欲ある担い手や集落営農組織等への農地集積・集約化により農業経営規模の拡大を図るため、地域の話し合いを着実に進め、集落ごとの人・農地プランの作成を促すとともに、農地中間管理事業等の活用などにより農地の権利移動を推進します。

また、持続的な水田営農体制の確立に向け、集落営農組織の育成と法人化への支援を行います。特に、中山間地域等の条件不利水田については、各種支援策を活用し、持続的な営農体制構築に向けた重点的な支援を行います。

**取組目標**

人・農地プラン等を策定した集落の割合	本県農村集落(2,065集落)のうち、農地の流動化に向けた集落の合意形成が図られ、農地の出し手が明らかとなり、農地中間管理機構の活用方針が定まった集落の割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)

**【基本事業Ⅱ-3】多様な農業経営体の確保・育成**

(担当：担い手育成課)

雇用力のある農業経営体を育成するため、ICTなどの最先端技術の導入による低コスト化・高品質化や、6次産業化等による経営の多角化など、経営発展に向けたチャレンジを支援します。

また、新たな経営体等の確保に向け、人材育成機能の充実や農地等の取得円滑化などパッケージで新規就農者を育成する仕組みの構築、企業・福祉事業所等の農業参入を促進するとともに、農業の内外から幅広い人材を呼び込むため、UIJターン就農者受入環境の整備や大学生・高校生を対象とした就労体験の実施などに取り組みます。

さらに、さまざまな方針決定の場への女性の登用を促進するとともに、女性の就農や起業等に向けた取組や仕事と育児等の両立を支援する仕組みの導入を進め、農業及び農村において男女がともに活躍できる環境づくりを促進します。

**取組目標**

新規就農者数	県内で農業へ就業した45才未満の人の数	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)

**【基本事業Ⅱ-4】農業生産基盤の整備・保全**

(担当：農業基盤整備課、農地調整課)

農業生産力の強化に向けて、農業生産の低コスト化や高度化に対応できるパイプライン化、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を「三重県農業農村整備計画（仮称）」に基づき計画的に進めるとともに、災害からの早期復旧に備えるため、土地改良区や農業団体などのBCP作成を支援します。

また、耕作放棄地の発生抑制や再生、農業振興地域制度の適正な運用を通じ優良な農地の確保を図るとともに、改正された農地制度に基づき、農地転用許可権限の県内市町への移譲を進めます。

**取組目標**

基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区及び地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区の農地面積のうち、担い手への集積が図られた農地面積の割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)

**【基本事業Ⅱ-5】農畜産技術の研究開発と移転（担当：農業戦略課）**

多様化する県民の皆さんのニーズに対応するため、機能性農産物に係る生産技術、ICTやロボット技術を活用した高品質安定生産技術の確立、省力かつ安定生産が可能な新品種の開発等を行うとともに、農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、県民の皆さんの豊かさにつながる新たな商品やサービスの提供を促進します。

**取組目標**

農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）	農業研究所及び畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（累計） ①開発技術、②県が開発した特許・品種等	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)

## 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

### めざす方向

農村で新しい価値を創出するとともに、若者の雇用創出を通じた定住につなげていくため、豊かな自然や美しい景観、食文化など地域の魅力を生かした地域活動の発展を支援します。

また、安心して暮らすことができる農村づくりに向け、農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策などによる地域防災力の強化や生活環境の整備を進めるとともに、多面的機能の維持・発揮のための取組を支援します。

さらに、獣害につよむ農村づくりに向け、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」に総合的に取り組みます。

### 基本目標指標

農山漁村の交流人口	農山漁村において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる施設（観光客実態調査対象施設を除く）の利用者数	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

※平成 37 年度の目標値は、平成 38 年春に把握できる最新のデータである平成 36 年度実績数値により測ることとします。（三重県調べ）

### 現状と課題

農村においては、耕作放棄地の増加や地域コミュニティ機能の低下が顕在化してきています。こうした中、地域資源を活用した集客交流活動や多面的機能を支える共同活動への支援に取り組んできており、これまでに都市との交流による地域の活性化や多面的機能の維持につながる成果が出てきている地域もありますが、中山間地域等の集落では高齢化や人口減少が顕著な状況となっています。

一方、都市部の若者等を中心に「田園回帰」の動きがあり、こうした動きを本県農村への定住につなげていくため、雇用の場の創出、生活環境の整備などを進める必要があります。

また、南海トラフ地震や激化する自然災害に備えるため、地域防災力の強化が求められており、農業用ため池および排水機場の防災対策を「三重県農業農村整備計画（仮称）」に基づき、計画的に進めていく必要があります。

これまでの獣害対策の取組により、農業被害金額は、着実に減少してきているものの、県内の全集落代表者に実施したアンケート調査では、サル、シカ、イノシシによる何らかの被害があると回答した集落数は依然として高い水準にあることから、引き続き、農村地域における獣害の減少に向け、獣害に強い地域づくりを進めていく必要があります。

## 主な取組方向

- ① 人や産業の活動が活発な農村地域の実現に向け、本県の豊かな自然を生かした交流や地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進するとともに、農村地域での子ども・学生グループによるふるさと・自然体験や企業との交流活動の創出に取り組みます。
- ② 国土保全や水源かん養、景観形成や文化の継承などの多面的機能を維持・発揮させるための取組を農村に関わるさまざまな主体が参画するなかで促進します。
- ③ 安心して暮らせる農村地域を実現するため、農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策などによる農地や農村の防災・減災対策および生活環境や生産基盤の計画的な整備に取り組みます。
- ④ 中山間地域農業の振興を起点に、県内外から若者等を呼び込み、地域活力の向上を図るため、「農村雇用創出プロジェクトチーム」を設置し、地域の特性に応じて雇用の創出を図るプロジェクト活動を展開します。
- ⑤ 獣害につよい農村づくりをめざし、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」の取組を総合的に進め、獣害につよい地域づくりを促進します。

## 目標達成に向けた施策展開の内容

### 【基本事業Ⅲ-1】地域の特性を生かした農村の活性化（担当：農業基盤整備課）

人や産業の活動が活発な農村地域の実現に向け、本県の豊かな自然を生かした交流や若者の移住につながる取組、農家レストランや農家民宿、加工・直売など地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進するとともに、農村地域での子ども・学生グループによるふるさと・自然体験や企業との交流活動を促進します。

### 取組目標

農山漁村地域資源 活用取組ネットワ ーク参加件数（累 計）	農山漁村における、地域の農林水産物をはじめ、自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした活動の取組数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

（三重県調べ）

**【基本事業Ⅲ-2】多面的機能の維持・発揮** （担当：農業基盤整備課）

国土の保全、水源かん養、良好な景観形成など、農業及び農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・水路・農道等の地域資源の保全活動や景観形成活動など、多面的機能を支える共同活動への支援を行います。

また、これらの活動へ若者や女性、都市住民、企業など地域内外からの多様な人材の参画を促し、さらには、これらを通じた収益活動への誘導を図り、地域活動の活性化につなげます。

**取組目標**

多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う集落率	農林業センサスにおける農業集落のうち、農業及び農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)

**【基本事業Ⅲ-3】安全・安心な農村づくり**

(担当：農業基盤整備課)

災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、南海トラフ地震や激化する自然災害に備え、農業用ため池や排水機場、用排水路等の老朽化・耐震対策とハザードマップ作成などのソフト対策を計画的に進めます。

また、農村の快適性、利便性と農業の生産性の向上を図るため、生活環境や生産基盤の計画的な整備を進めます。

**取組目標**

ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	耐震対策や長寿命化対策の緊急性が高い農業用ため池や排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備・耐震対策が進められることにより、災害が未然に防止される面積	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)

**【基本事業Ⅲ-4】 中山間地域農業の振興 （担当：農業戦略課、農業基盤整備課）**

中山間地域農業の振興を起点に、県内外から若者を呼び込み、地域活力の向上を図るため、県、市町や生産者団体等の関係機関が参画する「農村雇用創出プロジェクトチーム」を設置し、地域の特性に応じた雇用の創出や若者の移住等に向けたプロジェクト活動を展開します。

また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

**取組目標**

中山間地域農業を起点とした雇用創出に取り組む集落数（累計）	中山間地域農業を起点とした雇用の創出に向け、総合的な支援を展開するプロジェクト活動の取組集落数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

（三重県調べ）

**【基本事業Ⅲ-5】 獣害につよい農村づくり （担当：獣害対策課）**

獣害対策に取り組む集落づくりに向け、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と集落等における「体制づくり」を進めるとともに、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや集落による捕獲等を進める「被害防止」に取り組めます。

また、野生動物との適正な共生をめざし、野生獣の生息数推定やサル群れの状況のモニタリングを基礎とした個体数調整を行う「生息数管理」に取り組めます。

さらに、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルの普及とマニュアルを遵守した解体処理施設の整備などの環境づくりを進めます。

**取組目標**

野生鳥獣による農業被害金額	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

※平成 37 年度の目標値は、平成 36 年度の実績値により測ることとします。（三重県調べ）

## 基本施策Ⅳ 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

### めざす方向

豊かで健全な食生活への志向が広がる中、県民の皆さんの「食」に対する多様な期待に応え、農業及び農村の有する新たな価値を提案できるよう、産学官の連携による新たなビジネスの創出や食のバリューチェーンの構築、イノベーションを担う人づくり等を進め、地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産につなげていきます。

また、魅力ある県産品等が数多く生まれる中で、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者の皆さんに伝えていく取組を進め、県産農産物の認知度向上を図ります。

### 基本目標指標

県産農林水産物を買いたいと感じる県民比率	県民意識調査による「三重県産農林水産物を買いたい」と感じる県民の比率	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)

### 現状と課題

経済のグローバル化や国内市場規模の縮小が叫ばれる中、県内では、伊勢志摩サミットをはじめ全国お茶まつりや全国菓子博覧会、国体といった世界、全国規模のイベント等が予定されています。このような農業や食品関連産業等を取り巻く多様な経営環境に対応していくため、農産物をはじめとする地域資源の高付加価値化による商品開発や市場開拓等の取組が求められています。

また、これまでの三重ブランドの認定やみえフードイノベーションプロジェクト、みえジビエの取組などの地域資源の高付加価値化に向けた支援を通じて農業者や食品産業事業者等による成功事例も生まれてきています。今後も、「もうかる農業」の実現に向けさらなる取組拡大を図っていくためには、食に関係する多様な事業者の有機的な連携を促進し、消費者の皆さんに提供する価値の最大化を図るとともに、県産農産物の生産状況を踏まえたうえで、新たな価値創出に向けたアプローチを展開していくことが必要です。



## 主な取組方向

- ① 県産品が広く認知され、競争力を強化できるよう、産学官ネットワーク等による「みえフードイノベーション」をさらに拡大しながら、ネットワークによる効果を最大化するための食のバリューチェーンの構築を通じて商品の開発を推進します。
- ② ブランド化やICTの活用等「食」のイノベーションを担う人づくりに取り組み、食に関する新たな価値創出に向けた展開を加速します。
- ③ 県産農林水産物全体の認知度をさらに向上するため、三重ブランドをはじめとする県産品の魅力発信や地産地消、食育、企業と連携したPR、県産農林水産物の魅力を消費者に的確に伝えられるエキスパート人材の育成といった、総合的かつ多様な取組を推進します。

## 目標達成に向けた施策展開の内容

### 【基本事業Ⅳ-1】食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出 (担当：フードイノベーション課)

みえフードイノベーションの形成等を通じて、農産物の高付加価値化やブランド化に挑戦する意欲的な農業者や食品産業事業者等を対象に、その取組に対する支援を行い、新しいビジネスモデルの創出を促進します。また、ネットワークによる効果を最大化するための食のバリューチェーンの構築や農産物の機能性を生かした高付加価値化、6次産業化の促進などに取り組みます。

## 取組目標

「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額（累計）	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーションプロジェクトから生み出された商品等の売上額（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)



**【基本事業Ⅳ-2】 県産農産物の魅力発信**

(担当：農林水産総務課、フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課)

豊かな風土で生産される多彩な県産農産物の価値を伝える取組を企業等と連携しながら進めるとともに、地産地消や食育の推進、来県者も意識した県産農産物の活用、環境にやさしい農業への消費者の理解増進を図る取組などを通じて、県産農産物の価値や魅力に関する認知度の向上を図ります。

また、果樹、茶及び県産ブランド牛肉をはじめとする県産農産物の輸出促進や首都圏営業拠点、関西事務所との連携による県産農産物の魅力発信に取り組み、販路拡大につなげます。

**取組目標**

魅力発信により生み出された企業との連携（累計）	県産農林水産物の魅力発信に取り組むことで生み出される、PR事業における連携企業数	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)

**【基本事業Ⅳ-3】 イノベーションを担う人づくり**

(主担当：フードイノベーション課)

食に係る事業者の連携や、研究開発、ブランド化、ICTの活用等各部門における将来の中核的人材の育成に向け、食の人材ネットワーク「みえ農林水産ひと結び塾」(仮称)によるワークショップ等の開催や人材養成講座の開設に取り組みます。

**取組目標**

「みえ農林水産ひと結び塾」(仮称)における人材養成数（累計）	事業連携、研究開発、ブランド化等の多様な人材の連携、資質向上のために実施する「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度

(三重県調べ)

## 第4章 推進体制の整備

### 1 計画の推進体制

計画に掲げる基本施策を着実に推進し、その目標を実現していくためには、「県民力による協創の三重づくり」を基本として、農業生産に取り組む主体である農業者はもとより、消費者や関係団体、行政が連携を図りながらそれぞれの役割に応じた積極的な取組が展開されることが重要です。

#### (1) 農業者に期待される役割

農業者には、計画推進の主力として、安全・安心な食料を安定的に供給するとともに、農業及び農村の多面的機能の発揮を通じて県土の保全や景観の形成などに貢献していることを認識し、地域経済を支える重要な産業としての農業に従事していることに誇りを持って自らの農業経営を展開していくことが求められます。

また、消費者との交流はもとより、食品産業等の他産業との連携協力を努めながら、農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

#### (2) 農業団体等に期待される役割

農業団体等には、それぞれの団体の設立目的をふまえて、組織や機能の強化、県民・消費者の皆さんや他産業との連携協力を図りながら、意欲ある多様な担い手の育成・確保、農地・農業用施設の確保・適正管理、産地形成、地域農業を起点とした新たな価値の創出、農村地域の活性化などを支援していくことが期待されます。

#### (3) 他産業に期待される役割

食品産業には、農業者と同様に、安全・安心な食を供給するとともに、県産農産物の利用や農業者との連携協力の促進、県内外への情報発信、県産食材の供給等を通じて、農業及び農村の活性化に貢献することが期待されます。

また、観光産業等の集客を担う産業には、豊かな農村景観や歴史、風土などの地域資源や地域の食・食文化など、農村の魅力を生かした交流促進を通じて、農業及び農村の活性化に貢献することが期待されます。

さらに、その他の産業についても、農業及び農村の多面的機能に着目した事業活動や農業及び農村の課題解決を図る社会貢献活動等を通じて、農業及び農村の活性化に貢献することが期待されます。

#### (4) 県民の皆さんに期待される役割

県民の皆さんには、単に食料を購入・消費するだけでなく、農業及び農村の果たしている役割を理解するとともに、広く国際的な情勢や地球環境問題などについての情報を入手し、食に対する知識や食を選択する力を身につけることが求められています。

また、地産地消運動などへの参画とともに、農業者との交流活動や農地や農村の保全活動等にも積極的に参画することなどが期待されます。

## (5) 市町に期待される役割

地域主権社会の実現に向けた動きが加速してきている中で、市町には、農業者や農村地域住民にとって最も身近な行政機関（基礎自治体）として、そのエリアにおける農業及び農村の活性化を促進する役割が期待されています。このため、市町は、農業及び農村施策の展開にあたって、関係機関や団体等との連携協力を図りつつ、地域段階における創意工夫に基づく農業者や集落、産地等の主体的な取組を引き出し、支援していくことが期待されます。

## (6) 県が果たす役割

県は、全県的な視野で、安全・安心な食料の安定的な供給や三重県農業を支える意欲ある多様な農業者や新規就農者等の育成・確保、農村を維持、活性化するための農村地域施策や農業及び農村を起点とした新たな価値の創出を促進します。

また、基礎自治体である市町や、農業団体等との密接な連携のもと、

- ①安全・安心な農業生産に取り組む産地やブランド形成、高付加価値化、多様な農業者が意欲と経営感覚を持って持続的に農業経営を展開していくことができる環境づくりなど、創意工夫に基づく農業者や地域等の主体的な取組に対する支援
- ②普及指導活動などによる、生産技術面におけるスペシャリスト機能、経営発展促進面や地域活性化面等におけるコーディネート機能の発揮などを通じた、地域の主体的な取組に対するマンパワーを生かした支援
- ③農業者や消費者のニーズ、食品産業事業者等の多様なニーズ・シーズ、急速に変化する社会情勢等をふまえた研究開発とともに、生産等の現場で直面する諸課題の解決につなげる視点からの研究開発の実施
- ④市町が行う農村地域施策に対する補完と支援

など、地域の実状に即した農業及び農村の活性化に取り組んでいきます。

